この綴中「写真」が3頁より
が8頁は欠如しています。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-1
www.nikkeimuseum.org

This is the Documentary Record and some Episodes in connection with the disposal of Fishing Vessels owned by the people of Japanese Racial Origin.

The Addendum is the Partial Record and Episodes regarding the Advisory Committee on the Japanese owned Properties (Rural - Vancouver - Area)

There require grammertical and "KANJI" corrections by Mr. Isutae Tate, ex-principal of the Japanese Language School.

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-2 www.nikkeimuseum.org

日系人所有漁船処分顛末覚書。

本項中には一部戦時機密令により当時としては発表不能のもの、並に枢密院令上の所管担任ニヨード漁業大臣（HON. J.E. MICHAUD, MINISTER of FISHERIES）丈ケに報告される筈の大部分をも含む。先ず当時のメモを頼りに日順に依り拾録しよう。

㊀漁船処分委員会成立までの経緯。

太平洋戦争勃発一ケ月後の一九四二年一月八日、漁業長官マザーウエル氏（MAJOR J.A. MOTHERWELL, CHIEF SUPERVISOR of FISHERIES）（以後マザーウエル氏と略称）から電話で、「至急極秘に相談したい故、出頭して貰らいたい。」とのことであったから、早速漁業省を訪れたところ、「領政庁は食料補給政策上、目下数隻船中の日系人所有漁船を白、土人系の漁船（BONA-FIDE FISHERMEN）の手にまわし至急出漁の能る方法を講ずるため、枢密院令の草案を用意中である。漁船の売却或は傭船手続きの円滑、且つ公平な取扱い方を計る機関として、特別な委員会を構成する。この委員長は判事、委員として国防省代表一名、及び日系人委員一名を任命するとのことである。そして日系代表者の推薦が私に委ねられたので、君が適任と報告しておいたから引き受けられたい。」との話であった。依って、「中着網船や運搬船の殆ど全部は油難火災船、底曳船又はカッド漁船等小型船は全損補償条件丈けの保険に限られているため保険を付するものも尠い。従ってサーベイ報告書とてはなく、また今迄傭船した例も殆ど皆無の有様であるから、船価や傭船料の決定は誠に至難である。日系単独漁者間に連絡協議会があり、永年に亘り井手律氏が幹事を勤めておられるから、日系委員には井手氏が最適任者と思う。是非同氏に相談を願う。」と話しておき、翌九日井手氏に前述の点を伝えた処、「既に今朝ほどマザーウエル氏から話があったので、君が良いと返事をした。何とか努力してくれ給え。」とのことなので、「若しも委員になった場合は連絡協議会の後援が必要であるから、この点を判然とした上で貰いたい。一両日熟考後決意しましょう。」と約束し、同時にこれをマザーウエル氏に報告した。マザーウエル氏は、「緊急時態上、枢密院令の草案は完成し、既に委員長と国防省の代表は決定しているから、十二日には発令をみる筈である。」と話された。

これより先き、晩市及びその附近各地の日系有志は、一九〇七年、然も平時下にもかかわらず排日暴動があったに鑑み、まして今回は戦時下で、国民一般に不安、恐怖、或は憎悪も添っているであろうから、君し不祥事が起った場合は婦女子や老人等の保護は非常な難事とみえるので、一と先ず彼等を安全地帯に避難させる策を講じてはと、晩市の一堂に集り協議を重ねていた。依って十一日、私は該会議場を訪れ、漁業関係有志にマザーウエル氏との会談内要を話した結果、必要な場合には後援をして貰らう諒解を得た。

聖十二日早朝マザーウエル氏から、「委員長も国防省代表、委員も君の

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-3 www.nikkeimuseum.org

熟知の人々であるから、君も是非受任して貰いたい。」と電話があったので、受托を約した。

△漁船処分委員の任名。

一九四二年一月十三日付枢密院令（P.C.228）にて委員長はB.C.ﾊﾝﾄ、大審院判事兼、海事審判所専任判事シドニー・エス・スミス判事（HON. MR. JUSTICE SIDNEY S. SMITH）（以後スミス判事と略称）。国防省代表委員はマ予備役、海軍中佐ビー・エル・ジョンソン氏（COMMANDER B. "BARNEY" L. JOHNSON, R.C.N.R.）予備役より現役勤務に志願、又、JOHNSON, WALTON STEAMSHIPS, LTD. の共同経営者である。（以後ジョンソン氏と略称）並に日系代表委員木村岸三と発令された。

一月十五日、スミス判事から申込みの電話があったので、裁判所内の判事私室を訪れた。判事の話の内容は委員会の運営が大体軌道に乗った後は木村をジョンソン氏が快諾の上、支配して貰いたい。若し合議に達せざる件があれば、改めて三人が審議し合意を計るとしよう。

また、事務執行上、常務補佐を雇傭せねばなるまいが、適任者があれば推薦して貰いたいとのことであった。そこで判事が推薦されたら、無論ジョンソン氏も異議なく承認すると思う、と木村は述べた。

一月十八日、ジョンソン氏はハリファックスから帰晩した。

△委員の班公式会談。

十九日、スミス判事の私室に三人が集り、常務補佐雇傭の件につき、判事は、「パラエル、リバー、パルプ、製紙会社の元支配人マクマスター氏（MR. A.E. McMASTER）は誠に有能な注意深い人で適任者と思う。」とうったので、ジョンソン、木村とも賛成し、判事に話をすすめて貰い、一の能ならばマクマスター氏の出席と得て、明二十日公式会議を催すことにした。（注、マクマスター氏は王氏製紙の藤原銀次郎氏に私淑していた。）

△委員会の発足。

一月二十四日、裁判所のスミス判事の私室に三人の他にマクマスター氏を加え、委員会の第一回公式会議を催した。

（一）委員会の名称をJAPANESE FISHING VESSELS DISPOSAL COMMITTEE（日系漁船処分委員会と決定した。（以後、委員会と略称）

（二）マクマスター氏の常務補佐就任を承認、事務所開設、事務員の雇傭、その他必要な件、及び腹案作成の件を同氏に一任した。

（三）事務所をマリーン、ビルディング（MARINE BUILDING）一五二八、一五二九、及び一五三〇号室に設置する。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-4 www.nikkeimuseum.org

(四)大型漁船(英国船籍簿…BRITISH SHIPPING REGISTRY…に登録済)の乙のは備船の途はあるが、単にライセンスされた小型漁船を備船する場合は船主の財産保護上、全損保険を付すること、(保険会社はこの種漁船の分損保険はとらない。)又、部分的破損に備え、事前見積高に該当する保証積立金を要すること。(万全を期すとすれば船価見積り全額を積まねばならぬ。)尚、白、土人漁者に日系船主並みの入会を漁船の維持かたを期待することに不安を抱く場合もあろうし、若し減損(DETERIORATION)の度合いが問題になつた場合の調停は非常に錯綜するであろう等の点を綜合考慮して、結局小型漁船は全額支払いに依る売却法を採ることに決定した。

(五)事務所費用捻出の必要があるが、金額は未知数故、売却金或は備船料の一分(一パーセント)を目安として船主に賦課し、これを控除した残額を即時船主に支払うこととする。

(六)漁船破損があった場合に備え予め保険関係の検査師(サーベイヤー)、海軍省側のサーベイヤー、及び民間人で資格のある人を以て破損調査機関を設け破損の時期、程度、並に修理費見積り等を検討し、鑑定報告書を作成させる。

(七)全漁船の詳細に亘る項目に基づく目録(キャタログ)を作成する。

(八)船主と購買希望者間の連絡、斡旋を計る日系連絡委員を依頼する。(注、この連絡委員は処分委員同様、総べて奉仕であつた。)

(九)漁船目録(右記第七項)の作成かたは木村と日系連絡委員に一任する。

(十)報道機関に対する発表は間違いや誤解を避けるため一本化し、帝警補佐を通じてのみ為す。

(十一)担任の漁業大臣には週間報告書を送り、委員会の事務終了直前に総括的報告書を送る。

以上決定後木村から左記希望条項が提出され、全員はる承した。

「各新聞紙(サン、プロヴンス、ニュース、ヘラルド等)の報道が簡単に過ぎたり、明確でないためか、一般の人々に恰も敵国日本人所有の漁船が拿捕され、戦利財産として処分されるような印象を与えていると思われる。従つて委員会に就職する人々に対し、帝政補佐を通じ、左の点を明らかにし、充分な認識を与え公平を取扱いかたと期す必要がある。

一、船主は総べて日系加奈陀人、乃至は当国の会社法に基づき設立認可登記済のカナダの会社である。また第一世界大戦の際、カナダ兵に志願した日系帰還兵の所有船も含まれている。

二、漁船は現在指定の艤装船区域内に閉じ込められ海軍省の保護管理下にあるが、

これらは枢密院令により繋船を決せられたので各船主は法令を守り任意的に政庁に
拠したのである。勿論新西隈近くに繋船されている船と全部のものは海軍側の要請、
或は指令に基づき、遠くはスキーナ河や暁香坡島東西両海岸区域、並にフレーザー河
流域や、暁香坡港など、各方面から船主が馳せ回漕したものである。

三、本委員会に関係はないことではあるが、敵産管理人(CUSTODIAN of ENEMY PROPERTY)
MR. W.G. MC PHERSON, AUTHORIZED DEPUTY of SECRETARY of STATE &/or CUSTODIAN (マク
ファーソン氏或はカストデアンと略称)の管理下にある漁船でも全部が拿捕されたもの
ではなく、船主が法律にかゝれ、抑留(インターン)された者の船を除外した残余は右記、(二)
カナダ系会社の持船であり、船主の一部が日本に主往生しているからである。また今の処
抑留されている者でも裁判の結果放免される場合もないとも限らぬ。従ってカストデ
アンが速急に強制処分の途を講ずるとは信ぜられない。

△日系人連絡委員を依頼。其の他。

一月二十六日、委員会は左記を決定した。

一、日系人連絡委員(以後連絡委員と略称)として左の諸氏を依頼すること。

第一区フレザー河漁区代表、坂本卯之助、野口光次郎両氏。

第二区北方漁区代表、三輪国三郎氏

第三区暁香坡島西海岸漁区代表中井幸平、福山英男両氏。

カッド漁者組合代表新出松之助氏。補佐として同組合元幹事福山英男氏。

二、連絡委員が船主の代理人として取引きを代行する場合は船主の委任状を要する。

三、前記委任状の作成は弁護士ロイ・ギン氏(MR. ROY GINN, K.C.)に依頼し、その
費用は委員会が負担する。

四、繋船水域(ANNIEVILLE DIKE-SLOUGH)では総べて個々に海軍側の係官と艀舟
(ハシケ)を利用せねばならぬ関係上、淡水域の混雑をさけるため、連絡委員と或
る程度了解に達した購買希望者丈けに漁船検分許可証を発給する。但し、
鑵詰会社の査察には特別な方法を考慮する。

五、右記検分許可証は首席事務員マーティン氏(MR. ALEXANDER J. MARTIN, CHIEF CLERK,)が
責任発給にあたる。併して許可証持参せぬ者は繋船水域に立ち入りを禁止する。
(査察許可証は海軍側がハシケで案内する都度提収する了解が成立していた。)

六、暁市港務局関係筋では大型漁船二隻を補助消防船に転用かたた運動中で
あるが、枢密院令の主旨に悖る故、同意は不可能である。

△繋船水域検分。

一月二十七日、繋船水域内で破損、沈没した漁船が多数にのぼるとの噂を聞き、

三委員は同地に赴いた。

新西院の埠頭から汚軍の母艦に乗り駆逐艦水域に入った。先ず喫油に当っている漁船に接近すると、用船は木村委員には馴染み深い離本国松氏所有のメイ、エスセ（ママ）の）で汚軍側が逸早く徴用した各船中の一隻であった。マスト高く更に汚軍旗を掲げ、銃剣付きの哨兵が委員等に「挙銃」の礼をした。仲々規律正しいのには感心させられた。調査に取かかろうとすると、随行の汚軍仕官が、「汚軍側では目下調査中なので破損船は何隻にのぼるか判然としないが、寒波によりフレーザア河が一時結氷し、甚の後破片になった流氷で船体が破損、遂いに沈没したものと思われる。」とのことであった。委員等は舟毎で水域を巡ったが泥水のため泥没船の真上から見ても漸く船の外形がボンヤりと写る丈けで船の識別は無論できなかった。勿論水域の外側近くに繋がれている船丈けではなく、中の方にも僅にマストが水上に見えるものもあった。大体この水域は泥土の載積した浅瀬であるため、「干潮時に座洲、傾斜したものが、満潮で水船になった。」と云うような推理的噂も流布されている関係上、至急調査して適宜な処置を採るよう汚軍側に申入れ、委員等は帰暁した。

△委員会事務所開設。

一月二十八日、大体事務方員の陣容もなったので、事務所を開設した。

△漁船目録の作成。

二月四日、連絡委員及び漁者協会や漁者組合幹部の尽力、益に各船主等の協調により、一、〇三七隻にのぼる日系人所有漁船目録（キャタログ）作成の資料が蒐集され、更らに必要なメモを挿入したものを加奈院塩鮭輸出販売会社の事務員等が一定の書式に基づきタイプをし、一方又村の漁者団体には書式のブランクを送付、同団体でタイプして貰うことを得たので、目録は案外早く完成し委員会に提出することができた。委員会では連絡委員、漁団幹部塩鮭会社の事務員等の尽力と一般日系漁者の協力に対し謝意を表することを申し合せ、声明として、折ると見て新聞紙に発表することにした。

（注、右記千余隻のほかに日系の所有船中インターンされた人々のものと訪日中につき不充船主のものの或る部分は報告漏れとなっている。また二、三の漁者は絶体に売却したくない故、目録に編入を断ると表明した。）

各船毎の目録要項は大体左の通りであった。

一、船名。

二、登録番号。

三、汚軍省管理用番号。

四、登録港名と登記期日。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-7 www.nikkeimuseum.org

五、登簿総トン数と登簿ネット(正味)トン数。
六、船の全長、幅、及び深さ。
七、現在の機関の種類と製作年。若し据替えた場合はその期日。馬力、航行速力。
八、船体建造の期日、また船体改造の場合はその期日
九、船の型、(用途別)(例えば中層網用、運搬用、ギルネット、ツローリング、カツオ漁、底曳漁、其他。
十、使用区域(例えばフレーザー河、スキーナ河、琵琶湖西海岸、等。)
十一、建造時の船価、現在の船価、被保険時の船価、サーベイの期日。
十二、一九四〇年の傭船料金率、傭船先。
十三、一九四一年の傭船料金率、傭船先。
十四、抵当権書き入れがあれば、その金額、抵当権書き入れ先。
十五、登録船主の住所、氏名及び住所。
十六、現実船主の住所、氏名及び住所。(以上)

(注、海軍側でも簡単な漁船表を作成していたので、委員会のものと比較して見たが、多人数が手わけして調べた関係で持にプリンス、ルーパート方面のものは出来ばえが悪く船名が間違っていたり、船主名の綴りにも間違いがあるし、登録番号、または海軍省管理番号が記入漏れがあり基準が区々で然も不慣れな者がタイプしたことが歪曲としていた。)

海軍側では沈没船の引き揚げ作業と各船を用途別に区別して再整理船かたを開始した。大体一週間程度で両作業を完成する予定と聞く。なお六度の沈没船を揚げてセルティック造船所(CELTIC SHIPYARD)に回漕したと報告があった。

二月十日、海軍関係筋は既に漁船を徴発しているので、漁業補佐は漁業省にこれを伝え、漁業方面に必要とする省の意向を尋ねた。マザーウエル氏は、

「一、西海岸用ツローリング船の大部分を至急に。
二、中層網船の七五パーセント程度を可及的早期に。
三、運搬船の二五パーセントを可及的早期に。
四、鮭ギルネット船の七五パーセント程度を可及的早期に。
五、運搬船の残部を。
六、鮭ギルネット船の残部を。
七、其の他の船を。
と云う順序で放出の方法が講ぜられたら漁業面には事欠かさぬと思う。」と
委員補佐に回答があった旨を聞いた。

二月十一日、海軍側から「繋船水域内の沈没船は総数一二二隻と判明、既に或る部分は修理のため造船所に回漕済、残余は徐々に左の造船所に送る。

セルティック造船所（CELTIC SHIPYARDS）、暁香坂造船所（VANCOUVER SHIPYARDS）、スタンレイ・パーク造船所（STANLEY PARK SHIPYARDS）、ライツ造船所（WRIGHT'S SHIPYARDS）、マーサース造船所（MERCER'S SHIPYARDS）、チャペル・ブラザース（CHAPPEL BROS.）等。

また、これ等に要する修繕費は総べて政府の負担とする。」と報告があった。

（注、五月五日付、枢密院令（P.C.3737）及び七月三十一日付（P.C. 4787）に依り、八〇、〇〇〇弗を計上し、軍事費より支出と決定した。）

▲サーベイヤー任命。

三月十二日、「船主側の船価見積りは高すぎるという漁者の声がある。」との新聞記事が散見されるし、鐘詰業者協会からは、「値段の折合いがつかない場合の方法」の照会もあり、同時に破損船の修繕状態監督、並に正当な修繕費の見積りも要するし、且つまた、船主対購買者間の調停、裁断上、必要な船価見積りにも当らすため、左の公認船舶監督人二名を雇傭、更らに漁船の事情に造詣深い民間人一名を依頼することを決定した。

一、クラーク船長（CAPTAIN FRED. CLARKE, SURVEYOR, MARINE UNDERWRITERS of SAN FRANCISCO）

二、グールド船長（CAPTAIN JOHN GOULD, MARINE SURVEYOR）（注、この人は鉄船……洗船のサーベイヤーが専門であったらしく、余り活動したようには聞かなかった。）

三、ピルキー氏（MR. A. PILKEY, REPRESENTATIVE, ATLAS MARINE ENGINE CO. LTD.）（注、ピルキー氏は職掌柄漁船の機関や据付けの相談を受けたので、漁船事情には明るかった。）

海軍側はフィリップソン中尉（LIEUTENAT O.W. PHILIPSON, MARINE ENGINEER）を指定、サーベイを担当することを決定した。

三月十六日、オタワより漁業次官フィン博士（Dr. D. B. FINN, DEPUTY MINISTER of FISHERIES）（以後フィン漁業次官と略称）が来晩、委員会事務所にてニヨンソン氏、並に本村委員と会見した。両名は委員会の決定事項とその理由を明らかにし、鰹水域の整理が完成すれば漁船の売買取引が活潑化するであろう点を説明した。

同日、加奈陀製業者協会（C.M.B.）会議室で鐘詰業者協会（FISHERIES INSTITUTE of B.C.）の代表者数名、フィン漁業次官、マザーらエル氏と全委員に常務補佐も加わり会談し、大体漁業次官に対するものと同様な説明をした。また鐘詰会社の持ち船であるのに日系漁者が繰業していたため、日系人の所有船とみられ繋船されたものがある。これらの装備に至急取り掛りたいので、委員会の援助が得たいと申込みがあったので、「所有権を証明する法的書類を提示されたら、海軍側に交渉し、繋船解除の措置を講ずる。」と約し、暗溝皇裡に散会した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-9 www.nikkeimuseum.org

日系人所有漁船処分顚末覚書

目次

密輸、繋船水域内の漁船	1-8	
諮問委員会発足までの経緯		50
漁船処分委員会成立までの経緯	9	
日系人所有財産（地方の部）諮問委員会		51
委員の任命	10	
枢密院令の解説、カストディアンの権能、其他		52
委員会の発足	10	
委員会初会議		53
日系連絡委員依頼、其他	12	
日系人所有財産視察		54
繋船水域検分	13	
移動日系人所有不動産表		55
漁船キャタログの作成	14	
原則的方針の決定		56
サーベイヤーの任命	16	
考慮事項		56
徴発船関係諮問委員会	17	
軍需工場隣接地に関する特別審議		59
日系人総移動令の発布	18	
フレーザー河畔農園の処分		62
契約難の件に関する委員会の裁決	19	
不動産売却公告の草案		64
売約最盛期	21	
売却広告付帯諮問		65
商港と一般需要に解放	22	
辞任届承認		65
残存漁船移管の件	26	
追想（排日宣伝の数々）		65
漁船回漕用実費の件	26	
（不正入国者再審委員会の報告）		67
委員会残務カストディアンに移管の件	30	
（国民登録、カローザース博士の報告、等）		69
取扱漁船内訳	31	
（日系人特別登録監視		
常備委員会）		70
売却先内訳	33	
（キング首相の声明）		71
各月別売却高	34	
（日系人特別登録）		72
船齢	35	
（太平洋戦争の勃発と日系人の総移動）		72
損害補償件数	35	
会計面の概報	36	
（日系人密集地帯内の財産の状態）		74
サーベイヤーの調査件数	36	
感想		74
査察人員数	36	
（添付）辞職勧告文（カズロー）		76
異常な取引と変った事柄等（一八件）	37	
辞職勧告文（スローカン地区）		77
人事消息	43	
感想	44	
二、三世にお願い	47	
（添付）漁船キャタログの一例	49	

（付記）日系人所有財産（在暗市内）諮問委員会

目次

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-10 www.nikkeimuseum.org

3024



No. 1

IMPOUNDED ~~SEIZED~~ VESSELS AT ANNIEVILLE DYKE, FRASER RIVER
PRIOR TO RECONDITIONING FOR SALE



No. 2

CLOSE-UP OF A SMALL GROUP OF THE VESSELS
SHOWN IN PHOTOGRAPH NO. 1

船列整備前の繋船風景

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-11 www.nikkeimuseum.org



No. 3

VESSELS AT NORTH TROTS NEAR ROBSON ISLAND
NEW WESTMINSTER IN THE BACKGROUND



No. 4

VESSELS AT SOUTH TROTS NEAR ANNACIS ISLAND
NORTH TROTS IN CENTRE BACKGROUND
NEW WESTMINSTER IN FAR BACKGROUND

船列整備後の繋船風景

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-12 www.nikkeimuseum.org





NO. 5 & NO. 6 - PRIOR TO SEGREGATION INTO DIFFERENT CATEGORICAL VESSELS

用途別再繋船前の風景

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-13 www.nikkeimuseum.org



NO. 7 - PROSPECTIVE BUYERS FERRIED BY A NAVAL PERSONNEL

購買希望者を艀舟にて案内する海兵

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-14 www.nikkeimuseum.org



NO. 8 - PROSPECTIVE BUYERS LOOKING OVER "GILL-NETTERS"

購買希望有ギルネット船と検分.

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-15 www.nikkeimuseum.org

NO. 9 - SOME REQUISITIONED VESSELS

徴発船の一部



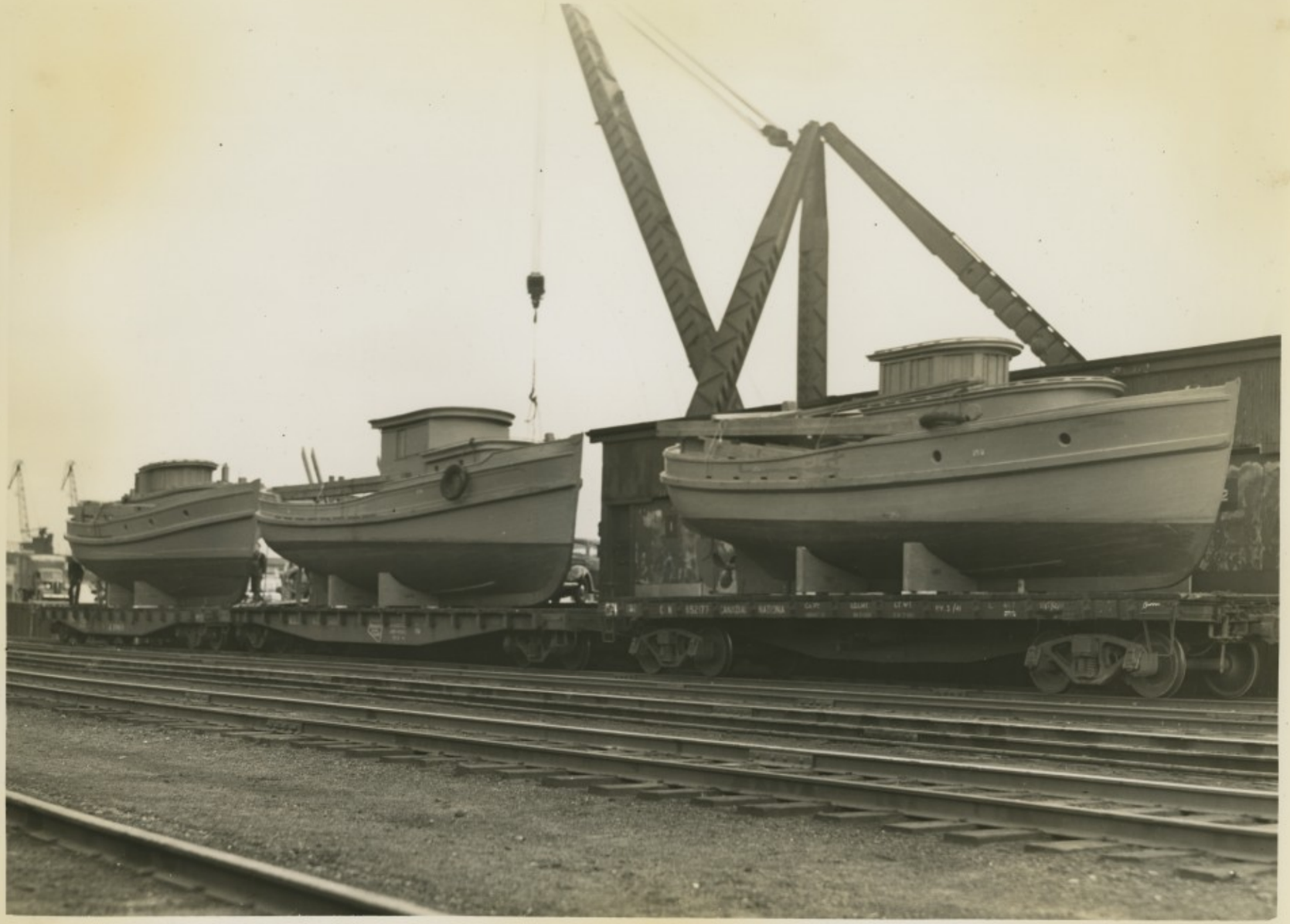
Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-16 www.nikkeimuseum.org



NO. 10 - "B.A.T.M." VESSEL LIFTED FROM WATER FOR LOADING ONTO A FLAT-CAR

汽車積の為め陸揚げ.(旧ハウサウレトゞ号)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-17 www.nikkeimuseum.org



NO. 11 - "B.A.T.M." VESSELS, READY FOR SHIPMENT

汽車積、輸送準備完成.

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-18 www.nikkeimuseum.org

日系人所有漁船処分顚末覚書

70. 7. 15.

本項中には一部戦時機密令に依り当時としては発表不能のもの、並に、枢密院会令上の所管担任ミッション（HON. J. F. MICHAUD, MINISTER OF FISHERIES）丈けに報告される筈の大部分をも含む。

先ず当時のメモを便りに、大体日順を追って抜録して見よう。

△漁船処分委員会成立までの経緯

大平洋戦争勃発一ケ月後の一九四二年一月八日、漁業長官マザーシエル氏（MAJOR J. A. MOTHERWELL, CHIEF SUPERVISOR OF FISHERIES.）（以後マザーシエル氏と略称）から「至急極秘に相談したい故、出頭されたい」と電話があったので、早速漁業省を訪れた処、「領政府は食料補給政策上、目下繋船中の日系人所有漁船を、白、土人系漁者（BONA-FIDE FISHERMEN）の手に依り至急出漁一の能率方法を講ずる為め枢密院令の草案を用意中である。漁船の売却、或は傭船手続の円滑、且つ公平を取扱方を計る機関として特別な委員会を構成する。その委員長は判事、委員として国防省の代表一名及び日系人委員一名を任命するとのことである。尚、日系代表者の推薦方を委ねられたので、君が適任と報告しておいたから了承されたい。」との話であった。依て「中着網船や運搬船の殆ど全部は油難、火災保険を付ける関係上、年々サーベイ（鑑定）報告書に妥当な船価が明記してあるし、又過去の傭船契約書を取調べると大凡の傭船料も判明するであろうが、ギルネット、ツローリング、底曳き、又はカッド漁船等小型船は全損補償丈けの保険に限られている為め、保険を付けるものも少ない。後てサーベイ報告書はなく、又傭船した例も殆ど皆無の有様であるから船価や傭船料の決定は誠に至難であり、委員としての使命達成は云ケ敷く思える。井井律氏曰、永年に亘り日系漁者聯絡懇談会の幹事を勤めておられる井手律氏が最適任者と思う故是非同氏に相談を願う。」と話して置き、翌九日井手氏に前述の点を伝えた処「既に今朝程マザーシエル氏から話があったので君がよいと返事をした。何とか努力して呉れ給え。」とのことなので、「若し委員になった場合は、聯絡懇談会の後援が必要であるから、此の点を判然として貰いたい。一両日熟考後決意しませう。」と約束し、同時にこれをマザーシエル氏に報告した。マザーシエル氏は「緊急事態上枢密院令の草案は完成し、既に委員長と国防省代表は決定しているから、十二日中には発令を視る筈である。」と話された。

これより先き、晩市及びその付近各地の日系有志は、一九〇七年、然も平時下にも拘らず排日暴動があったに鑑み、まして今回は戦時下で、国民一般に不安、恐怖、或は憎悪も漲っているであろうから、若し不祥事が起きた場合は婦女子や老人の保護は勿論、避難地帯に見えるので、その威が濃厚化しないうちに、と先ず彼等を安全地帯に避難させる策を講じてはと、晩市の一堂に集り、協議を重ねていた。依て十一日

該会場を訪れ、漁業関係有志に」
出席を請した結果、必要な場合には後援をして
貰う諒解を得た。」翌十二日早朝「マグーラエル氏から「委員長も国防省代表
委員も君の熟知の人々だから君も受任して貰いたい。」との電話があったので
受託を約した。

▲委員の任名

一月十三日付枢密院令(P.C.288)にて委員長は HON. MR. JUSTICE SIDNEY S. SMITH
(ビ・シ・州大審院判事、並に海事審判所専任判事)(以後スミス判事と略称)
国防省代表委員は COMMANDER B. L. JOHNSON, D.S.O., R.C.N.R. (海軍中佐、予備役より
現役勤務に志願、JOHNSON, WALTON STEAMSHIPS LTD. 設立者の一人)(ジョンソン氏と略称)
並に日系委員ホ村岸三と発令された。

十五日、スミス判事から協議の申込みがあったので、裁判所内の判事私室を
訪れた。判事の話の概要は

(一)委員会の運営が大体軌道にのった後は、君とジョンソン氏が協議の上交代して貰いたい。
若し合議に達せない件は改めて三人が審議して合意を計る。

(二)事務執行上常務補佐を雇傭せねばなるまいが、適任者があれば推薦して
貰いたい。

との事なので「(二)を了承、(三)判事が推薦されたい。無論ジョンソン氏も承認すると
思う。」と答えておいた。

十八日、ジョンソン氏はハリファックス市から帰晩した。

十九日、スミス判事の私室に三人が集り、正式な会議をした。

常務補佐雇傭の件について判事は「パラエル・リバー・パルプ・製紙会社の元支配人
MR. A.E. Mc MASTER (マクマスター氏と略称)は非常に有能な注意深い人であり、
王子製紙の藤原銀次郎氏に私淑している人である。人柄の良い適任者と思う。」
と云つたので、我々も同意し、判事に話を進めて貰らい、一の能ならば明二十日公式
会議を開き、マクマスター氏の出席も得て、他の必要事項も相談することにした。

▲委員会の発足

一月二十四日スミス判事の私室で三人の他にマクマスター氏を加え委員会の第一回公式
会議を催した。

(一)委員会の名称を JAPANESE FISHING VESSELS DISPOSAL COMMITTEE (日系漁船処分
委員会)(以後委員会と略称)と決定。

(二)マクマスター氏の常務補佐就任を承認、事務所開設、事務員の雇傭、その他
必要な件などの腹案作成方を同氏に一任。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-20 www.nikkeimuseum.org

(三) 委員会の事務所を市内、マリン・ビルディング、一五二八、一五二九、及び一五三〇号室に設置する。

(四) 大型漁船（英国船籍簿－BRITISH SHIPPING REGISTRY－に登録済）は傭船の途はあるが、単にライセンスされた小型漁船を傭船する場合は日系船主の財産保護上、全損保険を付すこと、（各保険会社はこの種漁船の分損保険をとらない。）又、部分的破損に備え、事前見積高に該当する保証積金を要すること、（一万金を期すとすれば全価格を積まねばならぬ。）尚、白、土人漁者に日系船主並みの入念な漁船の維持方を期待することに不安を抱く場合もあろうし、若し滅損（DETERIORATION）の度合が問題になつた場合の調停は非常に錯綜するであろう等の点を綜合、考察して、結局小型漁船は全額仕払いに依る売却法を採ることに決定した。

（注、分割払法を採用した際、仮りに全損の場合は抵当権と保険が付けてあれば、その効力で未払分は保険会社が旧船主に仕払うが、分損の場合は保険会社には責任はない。従て新船主が救難費用と修理費を負担せねばならぬ。処で、これらの費用が嵩むと見られたら、仕払能力のない新船主は船を委棄するであろうし、旧船主はただ放棄された破損船が残る丈けと云う危険がある。）

(五) 事務所費用捻出の要があるが金額が未知数故、売却金、或は傭船料の一分（一%）を口銭とし船主に賦課し、これを控除した残高を即時日系船主に支払うこと

（注、この件は二月十四日付枢密院令一P.C. 987－に依り立法化した。ビー・シー州保安委員会は漁者に多額の金を一時に所持させることは不安であるとし、カストデアン預けとし、徐々に払出す様提案したが、遂いに枢密院令通りに取扱われることになつた。）

(六) 漁船に破損があつた場合に備え、予め保険関係のサーベイヤー、海軍省側のサーベイヤー、及び民間人で資格のある人を以て破損調査機関を設け、破損の時期、程度並に修理費見積り等を検討し、サーベイ報告書を作成する。

(七) 全漁船の詳細に亘る項目に基ずく表（キャタログ）を作成する。

(八) 船主と購売希望者間の連絡、斡旋を計る日系連絡委員を依頼する。

（注、此の委員は処分会の委員同様総べて奉仕であつた。）

(九) 漁船表（右記第七項）の作成方は木村と日系人連絡委員に一任する。

(一〇) 報道機関に対する発表は間違いや誤解を避ける為め一本化し、常務補佐を通じてのみなす。

(一一) 担任の漁業大臣は週間報告書を送り、委員会の事務終了直前に総括的報告書を送る。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-21 www.nikkeimuseum.org

以上決定後、木村から左記希望条項を提出、全員が了承した。

「各新聞紙（サン、プロビンス、ニュース、ヘラルド等）の報道が簡単に過ぎたり、明確でない為めか一般の人々に恰も敵国日本人所有の漁船が拿捕され、戦利財産として処分される様な印象を与えていると思われる。依て委員会に就職する人々に対し、常務補佐を通じ、左の点を明らかにして、充分な認識を与え、公平な取扱い方を期する必要がある。

(一) 船主は総べて日系加奈陀人乃至は当国の会社法に基づき設立、認可、登録済の加奈陀の会社である。又、第一世界大戦の際、加奈陀兵に志願した日系帰還兵の所有船も含まれている。

(二) 各漁船は現在指定の繋船区域内に閉込められ、海軍省の保護管理下にあるが、努し決して拿捕されたものではなく、枢密院令に依り繋船を決せられたものを、各船主が法令をまもり、任意的に政府に托したものである。勿論現在新西院に繋船されている船と全部の漁船は海軍側の要請或は指令に基き遠くはスキーナ河や晩香坡島東西両海岸区域、並にフレザー河流域、晩香坡港各方面から船主が熊々回漕したものである。

(三) 本委員会に関係はないことではあるが、現在敵産管理人（CUSTODIAN OF ENEMY PROPERTY）MR. W. G. Mc PHERSON, AUTHORIZED DEPUTY OF SECRETARY OF STATE AND/OR CUSTODIAN（マクファーソン氏或はカストデアンと略称）の管理下にある漁船でも全部が拿捕されたものではなく、法律にふれ、抑留（INTERN）されたものの船を除外した残余は右記(二)と殆ど同様であるが、単に船主、或は会社の株主が訪日中戦争が突発した為め帰加不能に陥った人々の持ち船である。

△日系人連絡委員依頼、其他、

一月二十六日、左記を決定

(一) 日系人連絡委員（連絡委員と略称）として左の諸氏を依頼する。

坂本卯之助、野口光次郎両氏（第一区、フレザー河漁区代表）

三輪国三郎氏（第二区、北方漁区代表）

中井幸平、福山英男両氏（第三区、晩香坡島西海岸漁区代表）

新出松之助氏（補佐、福山英男氏）カッド漁者組合代表）

(二) 連絡委員が船主の代理人として取引を代行する場合は船主の委任状を必要とする。

(三) 前記委任状の作成は弁護士ローイ、ギン氏（Mr. ROY GINN, K.C.）に依頼し、その費用は委員会が負担する。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-22 www.nikkeimuseum.org

(四)繋船水域(ANNIEVILLE DIKE - SLOUGH)(新西院水域と畏称)では総べて個々に海軍側の案内人と艀舟(ハシケ)を利用せねばならぬ関係上、水域の混雑を避ける為め、連絡委員と或る程度了解に達した購買希望者丈けに漁船検分許可の証を発給する。但し錨泊会社の査察には特別な方法を考究する。

(五)右記検分許可の証は主席事務員、マーテル氏(MR. ALEX. J. MARTIN, CHIEF CLERK)が専任発給に当る。併して該許可の証を持参せぬものは、繋船水域に立入りを禁止する。

(六)晩市港務関係筋では大型漁船二隻を補助消防船に転用方を運動中であるが、枢密院令の主旨に悖る故、同意は不可能である。

繋船水域検分

一月二十七日、

繋船水域内で破損、沈没した漁船が多数にあるとの噂を聞き、三委員は同地に赴き取調べた。海軍側では目下調査中なので破損船は何隻にのぼるか判然としないが、寒波に依りフレザー河が一時結氷し、その後破片になった流氷で船体が破損、遂に沈没したものと思われるとのことであった。艀舟に乗り、水域を見廻ったが、無論泥水の為め沈没船の眞上から見ても、船の外型が漸くボンヤリと写る程度で、船の識別はできなかった。然し水域の外側近くに繋いである船丈けではなく、中の方にも僅にマストが水上に見えるものもあった。大体この水域は泥土の載積した浅瀬である為め「干潮時に座洲、傾斜したものが、満潮で水船になった。」という推理的な噂も流布されている関係上、至急調査の上、適宜な処置を採る様海軍側に申し入れた。(次頁二ー4行目迄を参照)

一月二十八日

委員会の事務所を開設した。

二月二日、

(二)「繋船中の九百隻程度は小型漁船故、初期の購買繁忙(ラッシ)期の経過後委員会は売れ残り船数百隻の処分不能に悩むものと見られる。」又、

(三)「日系漁者は故意に船価を高く報告している。」とか、白人漁者の談話として、

(三)「日系漁者は網や目星しい船具一切を船から揚げ、倉庫に入れている。網の無い漁船は要をなさぬ。」という漁者としては全然知識に欠けた話、さては

(四)「日系漁者中には持ち船を手離さない限り、何れそのなには鑑札の発給を得て、再度漁出来ると考えているものがある。」と印象づける様な風評が一部新聞紙に掲載された。

(二)(三)及び(三)は成るべく船価の切り下げを画策する者、或は日系人排斥意慾

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-23 www.nikkeimuseum.org

に燃えている事の俘言蒙語を以てする宣伝を鵜呑みにした報道員の業と視られる。

(四)は新西院選出のリード領代議士が「枢密院令に依り日系人所有漁船が繋船された直後、或る鮪沽会社の関係者は漁船を再度日系漁者に解除(リリース)方の運動を起した。」と議会で言明し、「該関係者を明瞭にせられたい。」と攻められたに答え、暗にカナデアン、フイツシング会社とビー、シー、パツカースを指したという新聞記事に起因するものであろうと察せられた。

無論このリード声明は両会社とも紙上で否定した。

委員会としては機を見て、これらの誤解を一掃する方法を講ずる必要があると痛感された。

△漁船キャタログの作成

二月四日、連絡委員及び各漁者協会(組合)幹部の居力、並に各船主の協調に依り、一〇三七隻の日系所有漁船表(キャタログ)作成の資料が蒐集され、更らに必要な個所にはメモを挿入したものを、(カ二区漁者協会と)加奈陀塩鰊輸出会社の事務員が一定の書式に基きタイプし、キャタログは業外早く完成し、委員会に提出することができた。(漁船キャタログの一例は才49頁を参照)

(注)右千余隻の他に日系の所有船中インターンされた人々のものと、訪日中につき不在船主のものの或る部分丈けは報告漏れとなっているが、この種の漁船は委員会に直接な関係はない。(才4頁16-21行目迄を参照)

各船毎の要項は大体左の通りであった。

(一)船名

(二)登録番号

(三)海軍省管理用番号、

(四)登録港名と登記期日

(五)登簿総屯数と登簿ネット屯数

(六)船の全長、幅、深さ、

(七)現在の機関の種類と製作年、据替えた場合はその期日、馬力、速力、

(八)船体建造の期日、又船体改造の場合はその期日、

(九)船の型(用途別)中着網用、運搬用、ギルネット、トローリング、カット鴎、底曳き、その他、

(一〇)使用区域(仮令、フレザー河、スキーナ河、晩香波島西海岸等)

(一一)建造時の船価、現在の船価、被保険時の船価、サーベイの期日、

(一二)一九四〇年の傭船料金率、

傭船先、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-24 www.nikkeimuseum.org

(一三) 一九四一年の傭船料金率　傭船先
(一四) 抵当権書入れがあればその金額　抵当権書入れ先、
(一五) 登録船主の姓名及び住所
(一六) 現実船主の姓名及び住所　(以上)

油軍側でも簡単なキャタログを作成していたので、委員会のものと比較して見たが、特にプリンス、ルーパート方面のものは多人数が手分けして調べた模様で、中には船名が間違っていたり、登録番号、又は油軍者管理番号が記入されていないものと云う様に甚だ区々で、然も不慣れなものがタイプしたらしく、数字が相前後したり、船主の姓名の綴りが間違っているものもあった。

新西院に繋船中のもの大部分のものは、もともと日系船主が入村まで回漕した ものを無秩序に次ぎ次ぎと並べたものであり、斯様な有様では査察者が訪ゆても、目的の船を捜し出すことは仲々困難に見えたので、マクマスター氏がこの点を指摘した結果、油軍側では沈没船の引揚作業と並行して、各船を用途別に分け、船列の造り直し方を約した。

二月五日、油軍側では沈没船の引揚作業と各船を用途別に区別し再繋船方を開始した。大体一週間程度で両作業を完了する予定と聞く。なお、六隻の沈没船を揚げて、セルテック造船所に修理の為め回漕したと報告があった。

二月十日、油軍関係筋が既に漁船を徴発しているに鑑み、マクマスター氏らの漁業省宛照会に対し、マザーらエル氏は

「(二) 西海岸用ツローリング船の大部分を至急に
(三) 中着網船の七割五分(75%)程度を一の及的早期に
(三) 運搬船の二割五分(25%)程度を　全前
(四) ギルネット船の七割五分(75%)程度を全前
(五) 運搬船の残部
(六) ギルネット船の残部
(七) 其他の船

と云う順序で放出の方法が講ぜられたら漁業面には二と欠かさぬと思う」との ことであった。

二月十一日、油軍側から「新西院水域の沈没船は総数一六二隻と判明、既に一部分は造船所に回漕済、残余は徐々に左記の造船所に送り修繕する。

セルテック造船所 (CELTIC SHIPYARDS)、スタンレイ・パーク造船所 (STANLEY PARK SHIPYARDS)、暁香波造船所 (VANCOUVER SHIPYARDS)、ライツ造船所

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-25 www.nikkeimuseum.org

(WRIGHT'S SHIPYARDS)、マーサース造船所(MERCER'S SHIPYARDS)チャペル・ブラザース(CHAPPEL BROS.)等
又これに要する修繕費は政府の負担とする」と報告があった。
(注、五月五日、枢密院令P.C.3737及び七月三十一日付P.C.4787に依り八万弗を計上、
軍事費より支出と決定された。)

㈣サーベイヤーの任命

二月十二日、「船主側の値段が高過ぎると云う漁者の声がある。」との新聞記事が
散見されるし、鐘詰業者懇会から「値段の折合がつかない場合の方法」の照会もあり、
同時に破損船の修繕状態監督、並に正当な修繕費見積り、且つ船主対
購買者の調停、裁断上必要な船価見積りにも当らす為め、左記の公認船舶
鑑定人二名を雇傭、更に漁船事情に造詣深い民間人一名を依嘱することを決定した。

一、クラーク船長(CAPT. FRED. CLARKE, SURVEYOR, MARINE UNDERWRITERS OF SAN FRANCISCO)
二、グールド船長(CAPT. JOHN GOULD, MARINE SURVEYOR)
三、ピルキー氏(MR. A. PILKEY, REPRESENTATIVE, ATLAS-IMPERIAL ENGINE CO.)

海軍側でもフィリップソン中尉(LIEU. O.W. PHILLIPSON, MARINE ENGINEER)を指定、
サーベイを担当することを決定した。

二月十六日、領漁業次官フィン博士(DR. D.B. FINN, DEPUTY MINISTER OF FISHERIES)
(フィン漁業次官と署称)がオタワより来晩、事務所にてジョンソン氏と共に会見し、
委員会の決定事項とその理由、並に繋船水域の整理が完成すれば取引が活発化
するであろう点等を説明した。

又、同日、加奈陀製造業者懇会の会議室で鐘詰業者懇会(FISHERIES
INSTITUTE OF B.C.)の代表者数名、他にフィン漁業次官とマザーシエル氏を交え、
全委員に常務補佐も加わり、会談、大体に於て漁業次官に対するものと同様な
説明をした。

尚、鐘詰会社の持ち船であるにも拘らず、日系人が緑業していた為めに日系人の
所有船と視なされ繋船されたものがあり、これらの装備に至急取りかかりたい
ので、援助が得たいとの件に対しては、「所有権を証明する法的書類を提示
されれば委員会は繋船解除の措置を採る。」ことを約した。

二月十八日、陸軍側よりハワックス、シドニー間(ノーバ、スコシア州)の連絡船に適当な漁船
の転売方依頼があったが、敵産管理人のもとにあるものから選択する様推薦した。
敵産管理人はその管理下の大型漁船を消防船に転用の申込みがあるので
委員会の意見を徴してきたが、該船は既に或る漁業会社が入手を希望している故
消防船の件を断り漁業関係面との取引きを優先的に進められたい旨通諜した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-26 www.nikkeimuseum.org

二月二十一日、敵産管理人は漁船売却の目的を以て、一と先ず三月九日〆切りの入札広告を新聞紙に掲載した。既に管理人には敵産漁船処分に当っても、委員会に協調する様申入れてあったので、「売却先は眞実の漁者（BONA-FIDE FISHERMEN）又は漁業会社のみに限ることを付帯条件とする。」旨が付加してあった。

（註、これに広告された漁船四〇隻中にはナナイモ造船所ー松山商会ー所有船が最も多く、向井政太郎、太田琴太郎両氏共有、嘉祥治三郎、白石数市、小玉源一諸氏所謂「不在船主」のもの　の他にインターニー「抑留者」の所有とおぼしき船、六隻が含まれていた。）

▲撤去船関係諮問委員会

二月二十三日、白人及び日系人所有漁船を軍部が徴発し、既に使用しているので、政府はこれらの傭船料乃至は船価を決定する一助として、諮問委員会を設置、諸般の調査報告と教示を得ることとし、かねて左記の人々を任命していた。

委員長スミス海事審判所判事（MR. JUSTICE SIDNEY S. SMITH OF ADMIRALTY COURT）
委員　ロビンソン船長（CAPT. SAMUEL ROBINSON）
〃　フーザー弁護士（MR. G. E. HOUSSER, K.C.）

この諮問委員会の第一審が州裁判所で開廷されたので、漁船委員会にも関係があるし、スミス判事の取計らいで、特別を以て傍聴する機会を得、随分によい参考になった。

（註、第二審に際し船主代理として証言した。）

二月二十六日、繋船水域の整理が稍々進捗したので今週中の換分許可の証発給数は九二枚、人員は一六五名にのぼった。

この状況が更に好転する場合は、委員会のサーベイヤーは海軍の便船を利用することが不可能になる模様なので、繋船中のもの中から予め三、四隻を選び、該船を評価、厳重な付属船具表を作成し、必要な際はこれらの船を利用できる様用意して置くことをピルキー氏に依頼した。

ナムー（NAMU）に繋船中の数隻をビー、シー、パッカース現地支配人ムーアハウス氏（MR. MOREHOUSE）より申込みあり、委員会宛に船名と値段を指示されれば、連絡委員が各々船主に交渉、又は事情に依っては船主の代行をすることもある旨を伝えた。

三月五日、海軍側より破損船一六二隻は引揚げ、大部分は各造船所に回漕済、残余は徐々に修繕に差し廻す予定である。又水域内の再繋船方も大体整った故、今後は毎日一時間毎に案内人付き定期艀舟便（フェーリー、サービス）を実行し、一日平均八〇名の査察者を取扱うことが可能な旨報告があった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-27 www.nikkeimuseum.org

△日系人総移動令発布

昨四日発布された枢密院令(P.C. 1665)に依て、日本国籍保有者は防禦区域と指定された沿岸地帯から早期に移動させられることをビー、シー、保安委員会(B.C. SECURITY COMMISSION)(保安委員会と略称)は発表した。

保安委員会は左の人々で構成されていた。

委員長 テイラー氏 (MR. AUSTIN C. TAYLOR, CHAIRMAN)

委員 ハーバード氏 (COMMISSIONER F.J. MEAD, R.C.M.P.)

会、レイトス氏 (ASSISTANT COMMISSIONER JOHN SHIRRAS, B.C. PROVINCIAL POLICE)

又、右保安委員会の諮問機関として(十八名の知名な)人々が任名された。

HON. R.L. MAITLAND	(前検事総長)	VANCOUVER
HON. GEORGE S. PEARSON, MINISTER OF LABOR (B.C.)	(労働大臣兼漁業局長)	〃
MR. HAROLD E. WINCH, M.L.A.	(州議員)	〃
CAPT. M.C. ROBINSON	(退役海軍大佐)	〃
MAJOR HAMISH HAMILTON	(退役陸軍少佐)	〃
DR. LYALL HODGINS		〃
GEN. J.A. CLARK	(退役陸軍大将)	〃
MR. M. LYALL FRASER		〃
前 MR. WENDELL D. FARRIS, K.C.	(弁護士)	〃
MR. A.N. DARLINGTON		〃
CAPT. T.M. HARNETT, POLICE COMMISSIONER	(退役陸軍大佐、曾て警察委員)	
GEN. ALEXANDER	(退役陸軍大将)	〃
COMMODORE STEVENSON	(退役海軍副大将)	VICTORIA
COMMODORE W.J.R. BEACH	(海軍副少将、某管区司令官)	〃
MR. R.H.D. KER		〃
MR. WM. MOTT	(新西院市会議員)	NEW WESTMINSTER
MR. J. Mc KINNON		MISSION CITY
MR. R.G. RUTHERFORD		KELOWNA

日系帰化人並に当国生れの二世も(青壮年者)受入れ準備が出来次第移動開始の標語に見受けられるので、連絡委員の移動時期を漁船処分が略々完結を見るまで延期する様R.C.M.P.を通じ手続きした。

二日(月曜)から今日までの四日間に換金許可証一二二枚を発給し、人員は二五八名にのぼった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-28 www.nikkeimuseum.org

三月十日、カストデアンは保護措置として各日系人所有財産中移動に際し持参し得るもの以外の全財産（但し漁船、預金、株券、公債証書を除外）を報告する様広告を出した。これに依り日系人の総移動期が差し迫つていると推察し、(二)連絡委員に成るべく多数の船主から代行の能る委任状を入手する様依頼した。(三)船主の移動後、（通例、青壮年の男子が家族に先立つて移動する故）商渉が成立した場合に備え、代金支払先（仮令、妻女或は父母等）を指定し、一定の書式に基き、予め委員会宛に支払依頼書を提出して置く様、船主に勧告することも連絡委員に頼んだ。

▲契約難の件に関する委員会の裁決

カナデアン、フイッシング会社は或る日系汽鰊会社と中着網船五隻の購買交渉をしていたが、船主と折合いがつかず、結局双方が白紙に戻り、合議の上委員会に裁決方を申請した。委員会としてはこれが最初の裁決案であつて、左の過程を経た決果、裁決価格で漸く商渉が成立した。（注、金額は五隻分の合計）

船主のキタログ面値段　四五、五五〇弗　　船主の修正値段　三八、六〇〇弗

購買者側の最終付け値　三四、五〇〇弗

サーベイヤー、クラーク氏の評価　三三、四五〇弗

〃　ピルキー氏の評価　三五、一二六弗

裁決価格　三五、〇六五弗

（注）右の慨要を再考すると、「要するに売手のカケ値と買手のツケ値」という相反した立場に起因すると簡単に注釈できるが、事実はその他に船主側は自身にとつて該船の繰業価値をも考慮に入れ、大体被保険額、即ち建造費と現実価格の和を折半したもの（俗に積填価格 ― REPLACEMENT VALUE ― と称す。）を基準としており、一方購買者側では常識的に建造費から年々何パーセント宛かの復合償却見積保留額（DEPRECIATION RESERVE）を引去つた残高を以て現実価格としている。処で新造船価から仮に復合償却率七分五厘（7½）（但しイレカム、タキス報告の際に用いる木造船に対する公定率は一割五分（15%）以内と云う法規である）を償却保留額に繰入れると初年末の船価は建造時の九割二分五厘（92½）に値いする。そしてこの値から更らに七分五厘を保留すれば二年目末の船価は建造時の八割五分宛となり、この法式計算を逐年踏襲して行けば九年目末約五割、十八年目末二割五分以下、そして二十七年目末には一割二分程度の七のとなる。（勿論その間修理を加えた場合はその費用を加算したものから累減する。）漁船の寿齢は繰業や維持方法如何等に依て異るが、理論上並に二十七年と仮定して、右記を

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-29 www.nikkeimuseum.org

換言して再表現すれば、九年目には建造費の約半分を取戻すが、次の九年間には単に二割五分を補填、更にその次九年かかつて漸く一割二分余りが戻る計算になり、怒つもこの後半期の頃には相当な修理費が必要になることも予期せねばならぬ。

無論船主と購買者双方が折合うが、或はその何れかが譲歩しない限り、売買の一致点は得られないが、総体的に新しい船は稍々高値と呼び、古い船など計数より割安な値をつけられると云う現象が生ずることと感じた。

三月十四日、海軍省では既に大型の日、白所有漁船数隻を徴発、使用しつゝあるが、今回空軍と陸軍職務班から日系人所有のN型運搬船又はツローリング船八隻の徴用申込みがあり、船体の構造、機関の種類と速度等特殊な条件があるので、取敢えず約一〇隻程度を周到に選び、評価しておくことをピルキー氏に依頼した。

更に在オタワ英国海事工務(専門)機関出張所(BRITISH ADMIRALTY TECHNICAL MISSION)(以後B.A.T.M.と略称)から吃水浅く、低キャビン、船幅十呎以内、デイゼル機関付き中型運搬船、二〇隻程度の徴用方申込みがあり、これらの選出並に評価の件をもピルキー氏に頼んだ。

三月十六日、十四日付け依頼の各船を選出し、一般船列から隔離、繋船済、これより評価に取りかかる旨、ピルキー氏より報告があつた。

三月十九日、十六日付けで新西院選出リード代議士は日系人所有漁船の所轄、漁業大臣に対し、「日系船主キャタログ面記載の船価と売約締結値段との間に何幾程の差額が生じているか。」との質問を議事日程に編入する様、章程を提出したとの報道があつたので、漁業大臣宛の週間報告書に左記をも含み通報した。

(二)本日迄に売却した船は左の通り

	隻数	金額
中着網船	二六	一九七、〇六一弗
ツローリング船	一〇	二〇、七七五弗
ギルネット船	七六	五三、三二二弗
運搬船	三一	八一、六八九弗
其他の漁船	五	九、二三五弗
合計	一四八	三六二、〇八二弗

(三)小型船の売却値段はキャタログ面船価の二割五分八厘(25.8%)丈け下廻る。

三月二十三日、漁船評価の仕事は幅輳しているし、グールド氏は汽船の検査で多忙な為め、サーベイヤーとして更にスプリング氏(MR. W.F.SPRING, MARINE SURVEYOR)を依頼した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-30 www.nikkeimuseum.org

三月三十日、去る二月十日漁船処分方法に関し新聞紙に広告を掲載したが、当時は汎軍側では指定の船を探し、これを一々新西院の埠頭に曳航して、検分に供すると云う誠に面倒な手段を採っていた。後で他の船を見たい場合は再び委員会のキャタログを調べ、連絡委員と話した上、検分許可証を貰い、又新西院に出直すことなり、買手側にとっては出費以外に時間的損失もあった。一部では委員会と汎軍側双方でお役所風な繁雑な手続を繰返すばかりで一向商談にならぬと誹謗的な風評があると聞いた。成る程繁雑ではあるが、当初汎軍側としては盗難を防ぐとか、船に損傷を与えられる危惧も持ち、その責任上持ち慎重な態度を採った訳である。既に繋船水域も秩序立ち、能率的になった故、再度広告を掲載した。尚、船主と折合いがつかぬ場合は委員会で審判方法を講ずる途のある点も付加した。

四月二日、三月十四日B.A.T.M.よりの申込み特殊中型船二〇隻を評価し、内一五隻は機関の綿密な調整を要するので、各々当該機関製作所或は代理工場に委ねた。

▲売約最盛期

四月三十日、本日迄に処分した漁船は左の通り

(一)売却　五四〇隻

(二)撤発　五九隻

(三)登録船主に解除　一四四隻

合計　七四三隻

船種別	
中着網船	四九隻
ツローリング船	三九隻
ギルネット船	四九七隻
運搬船	一〇七隻
カット漁船其他	五一隻
合計	七四三隻

五月一日、汎軍側から本日末までに繋船水域の見張勤務解除方の要請があった。小型船の商談は不活発になり、且つ「委員会採用の全額現金払売却方法は資力に限度のある単独漁者を無視している。多くの鑑詰会社でさえ分割払で、然も無利子条件で転売している。」と泝難の声が出た。鑑詰会社としては原料の供給源ではあり、永年の記録に依り、技量度や信用程度の判明している漁者丈けを相手に買大な取引を行っているのであって、委員会としては同行為は採れない。又他に色々な事情(第3項3-16行目迄参照)が介在するので成功率は殆どないと見られた。然し取敢えず泝難を打消す必要もあり、極く限られた数であっても商談が成立するかも知れないので、兎に角左記の方針を定め広告した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-31 www.nikkeimuseum.org

(二) 売価の二分の一を現金払とする。
(三) 残高(二分の二)は七年七分(7%)利子付きの抵当権書入れを取る。
(三) 旧船主の損失を完全に補償する条件の保険を付すことを求める。
(四) モントリオール信託会社(MONTREAL TRUST CO.)が五分(5%)の手数料にて抵当権設定者(旧船主)を代理し、未払金取立に当る。この手数料は旧船主負担とする。

尚残余の各船全部に最低「暗示交渉値段」(SUGGESTED NEGOTIATING PRICE)(S.N.P.と略称)が表示してあり、この値段を上廻る買付提案に対しては委員会が審判する旨も広告中に挿入した。

(注) 分割払の商談は全然なく、単に返済に答えたのみに過ぎなかったが、S.N.P.案に基く全額払に依り、徐々に一五二度が船主の承認を待たずに売却された。右記総数の内一三六度分は船主が事後承諾をし、支払を受けたが、残余一六度の件はカストデアンに委任され、金員もカストデアンに廻付された。

売上合計は七三、〇三一弗、船価見積り合計は六〇、〇〇〇弗、即ちサーベイヤーの船価見積の五割(20%)高で売却された。

五月十四日、B.A.T.M.の数発船二〇度の内三度は艤装成り汽車便にてハリファックス向け出荷済、又四度も出荷準備が完成し、残余も工事を急がしている。是等全部は船積にて英国に向い、或る方面にて最後作業に従事する筈である。

五月十五日、茲一週間内に七五度の商談が纏ったが、漁業関係の需要は稍々飽和状態に陥った模様なので、引続きこの方面一本に絞るか、或は一般需要にも放出するかを電信を以て漁業大臣に請訓した。

五月十六日、可及的に残余の漁船も処分する様最善の途を講じたい。付いては委員会の詳報と勧告を得た上、更に考慮、処分方針を決定する旨、漁業大臣より返電が来た。

△ 商談を一般需用に解放

五月十八日、漁業関係の商談が緩慢化した為め、残余の漁船を一般需要に解放する方法を採ることによって、漁業方面の商談も更に刺戟する可能性があるとの、漁業大臣に進言し、早速この方針に対し大臣の認可を得た。

五月二十五日、漁船を一般需用に解放する旨広告した。

(注) ガソリン、ラーション(割当定量)制実施中の関係上、数度がロギング、テンダー用として売約された丈けで成果は上らなかったものの、幾分漁業方面の刺戟剤にはなった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-32 www.nikkeimuseum.org

五月二十八日、月末迄に残余小型漁船全部の安当な売約完結は不可能であるし、減価売却（バーゲン、セールス）をすることは船主には勿論、既に買付した新船主に対しても公平を欠く訳なので、海軍の見張勤務解除前に左の方式を試る様草案を作成した。

（一）各鐘紡会社の買付比例に準じ小型船を割当て、一定の保証条件付委托の方法を採る。

（二）各委托先は責任を以て各船を維持し、該費用として各一隻につき一ヶ年五十弗宛を船主の貸勘定に記帳すること。

（三）委托先は漁期中必要に応じ何日でも之等の船を妥当な日分傭船料（DAILY CHARTER BASIS）を以て使用し得、その料金は船主らの借勘定に記帳すること。

（四）右記貸借勘定は終戦後、委托船を各船主に返却する際精算、決済すること。

（五）委托期間内に漁船買付の選択権（OPTION TO PURCHASE）を委托先に与えるが売約は総べて船価見積額に基き精算、支拂すること。

右の該要にて

小型中着網船	五隻
小型運搬船	二五隻
ツローリング船	六七隻
ギルネット船	一七三隻
カット漁船、其他	三〇隻
合計	三〇〇隻

を買付比例に依り割当て、各鐘紡会社に提案、先方の見解を求めること。

五月二十九日、ジョンソン氏は海軍省の指令にて新任務につく為め、明日急遽東行することになった。委員会には依然として席を置き、重要事項の相談には応ずる途が講ぜられた。

（注、これより先き水行会をと考えたが、取止め、全委員、常務補佐、日系連絡委員並に職員一同を「吉野」に招き慰労会を催した。何日も理屈詰めで硬くなっていたみんなであるが、賞いで談笑することができた。）（主客合計一四名）

六月四日、B.A.T.M.徴発船中先きに出港の準備の完成した四隻以外に三隻も加え、計七隻を出港した。

六月十四日、米軍側の繋船水域保護管理解除が急務なので、五月二十八日の鐘紡会社宛委托草案を一応翻し、設備のある鐘紡会社を利用することとし、左の通り決定

（一）各鐘紡会社の買付比例に準じ約三〇〇隻の小型漁船を割当て、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-33 www.nikkeimuseum.org

これらを一と先ず一度に一斤五十弗宛の料金にて保管して貰うこと。

(二)委員会、或はこれに替る機関が構成された場合は該機関が引続き漁船の売却処分方法を継続できる様、管理会社側は措置を講ずること。

右を提案、各会社の協力方を依頼した。

六月十八日、十五日付にてフイン漁業次官より海軍側は六月三十日限り漁船の保護管理を撤回するにつき、当日迄に処分不能ならば、残余漁船に対するこれに替る管理方法を提示されたしと来信があつた。

六月十九日、B.A.T.M.徴発船五隻を出港した。

六月二十五日、十五日付第一区漁者協会幹事野口光次郎氏よりの「船主の許可なくして売却した漁船」の件(所謂強制売却)に関する照会に対しては、止むを得ずこの方法を採るに至つた経緯と事態並に売約の結果等を諒解される様充分な説明方を常務補佐に委ねた。

六月二十六日、五月二十八日付鎗詰会社宛漁船委託案(弟15頁1-20行目迄を参照)には全然関心はない。又六月十四日付保管案(弟15頁29-32及び16頁1-4行目迄を参照)に付いては共同管理方式で相当話合いを進めたが、結局責任分担上に難点があり、遂に採用は不能、然し購買方面を更に刺戟し、取引の活溌化を計り協力する旨各会社は表明した。

これに依り海軍側管理撤回後、如何にして残存漁船の保管に当るかを、至急決定せねばならぬことになつた。

(一)最少限度の海兵を残留さす。

(二)カストデアンの管理。

(三)ROYAL CANADIAN MOUNTED POLICE (R.C.M.P.と略称)の管理。

(四)漁業省の管理。

(五)民間会社に依る保管。

等の可能性を調査することに決し、早速マザーラエル漁業長官、ヒル大佐(COL. C.H. HILL, DIVISIONAL COMMANDER, R.C.M.P.)(ヒル大佐と略称)及びマクファーソン氏等との会談を開始した。

七月二日、ヒル大佐から「オタワよりの指令にて繋船水域の警備面はR.C.M.P.が受持ち、維持其他全部は漁業省の管轄下に置く。」との話があつたが、分割的保護管理には不便が甚だしく、又齟齬を生じやすいと推察されるので暫く委員会推薦案の結果を待て貰う様依頼した。

マザーラエル氏、ヒル大佐、及びマクファーソン氏等と数回に亘る会談の結果、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-34 www.nikkeimuseum.org

漁業大臣に対し、「漁船の保護（仮令、水難、火災、盗難、維持）以外に売約成立後船の受渡しに関する手続、（仮令、サーベイング、船具の取揃え、海軍宛クレームの解除、売渡証書の作成）等労力的なものや、事務手続を要する訳である。カストディアンは国務省の一常置局であるし、既にその管理下には数度の漁船があり、且つ又、全日系人所有財産も管理の筈であるから、同局に移管することが適当である。同時に委員会から漁船の件に対し経験のある職員を一時同局に転職させることによって連続性があり、新規な職員の雇傭がはぶける点も指摘」マクファーソン氏との詳細に亘る会談内容報告書をも添付し此の案を推薦した。

又ヒル大佐宛の指令が不変の際は、勿論委員会としてはR.C.M.P.と漁業者に極力協力すると報告した。

三月十四日に陸軍職務班から小型船八隻の徴用申込があり、かねて準備を整えていたが、同班は本日（七日目）正式に十隻を徴発した。

七月八日、新西院水域の残存船二七隻の保護管理につき政府筋の各方面に提案したが、何れの部門も業務が山積している為め、引継ぎする能性がない模様なので、委員会が直接継承する案を検討した。

「現在の海兵に替る雇傭員の手当と、水域内に要する諸費用を見積れば一ケ月約三千弗を予算せねばならぬ。然し現状下の売掛り成績があと二週間程度経続すれば残存数は減少する故、その際残余を陸上で保管する方法を講ずれば一ケ月千弗見当で維持可能」と見て、此の点を漁業次官に進言した。

三大鑵詰会社個々に委託或は保管案何れでも可とし、割当制を用いず、各社が自由に必要な数を選択できる案を作成し、再考を促すことを決した。更に右記が実行難の場合は、陸上保管設備のある会社と単なる保管契約の可能性も調査することとした。

日系人の移動は活溌化し、船主との接触は速度を欠き、その反面海軍側の保護管理解除の必要に迫まられた結果、許可なしに売却した船は（累計一五三度にのぼった。（第22頁9－15行目迄を参照）これらの商談の正常化を計る為め各当該船主に事情を述べ、一の及的売約書の署名を促し、完了の上は即時決済を約する旨の手紙を差出すこととした。

B.A.T.M.徴発船の残部五度は出荷準備が完成した。

七月九日、カストディアンはその管理下に在る二〇度を新西院水域よりバラード湾のノース、アーム、ベッドラエル、ベイに回漕した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-35 www.nikkeimuseum.org

七月十六日、鏡詰会社との委託、保管折衷案の交渉が順調に進む模様なので、各社が漁船の選択中は混雑を避ける為め、他の方面には検分許可証の発給を見合せ、売約をも一時差止めた。

七月十八日、「本月末現在の残存船、並に委員会の残務一切をカストデアンに移管することを決した。往て若し鏡詰会社との委託、保管の了解ができた場合は、将来売約一の能性のある点も考慮に入れる心要がある故、上記契約の発効期日を八月一日以後とし、カストデアンに正式契約の衝に当らせることを良策と認める。」と漁業次官代理ホイットモア氏（MR. A. J. WHITMORE）より受電した。

七月二十四日、B. A. T. M. は最初に出荷した一隻を撥差当時の船価見積額で購入した。

当軍及び空軍もその撥差船を当初の評価に基き買取ることに決した由入報があった。他の撥差船とても総べて改装した為め、何れは全部が購入されるものと想像される。

△残存漁船移管の件

七月二十五日、「七月二十日発布の枢密院令（P.C. 1547）に依り、八月一日現在の残存船は総べてカストデアンの保護管理下に移されることになった。目下委員会が折衝中の対鏡詰会社の件に関しては、カストデアンは充分認識していると聞いた。尚経費節約上、委員会の残務を可及的早期に完了する様勉められたいが、最終的報告書中には委員会の総括的な諸手続、行動並にその結果等を充分記録されたい。」と漁業次官から書信があり、同時に漁業大臣よりは取敢ず委員会に感謝すると来信もあった。

七月三十一日、カストデアンの保護管理継承は順調に進み、相互の責任上、当軍側とカストデアン側双方のサーベイヤー立会いで残存船の状態を再調査中、又カストデアンは他に適当な繋船場を得るまでは現場を使用するとのことである。

B. A. T. M. 撥差船残部五度は出荷された。これで合計二〇度出荷済となった。

△漁船回漕用実費の件

日系人所有漁船の繋船法発令直後、当軍の指令或は要請に基き多数の船主はビー、シー州各地の集合地点からステヴストン近各々回漕後帰宅したが、これに要した費用補塡の件を委員会が取扱う権能は枢密院令（P.C. 252）に訓示されていない為め、永らく懸案になっていた。此の際此公式にでも一応当軍側に提出して置けば、急拠解決は不可能でも、委員会の残務をカストデアンが継承し、その異る立場から解決し得る方法があると見て、回漕

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-36 www.nikkeimuseum.org

並に帰宅費用として最少限度を見積り、左の通り要求書を作成した。

(二)スキーナ河各地よりプリンス・ルーパート迄のもの　各　五件　(四八件)

(三)プリンス・ルーパートより入村迄のもの　各五〇件二五仙(四八件)

(三)ユークレット、又はバンクーバーアイルドより入村迄のもの　各一二件二五仙(六四件)

(四)トフイノ、クレーヨクオットより入村迄のもの　各二一件七五仙(二八件)

(五)ビクトリアより入村迄のもの　各　九件七〇仙(六件)

(六)デイツプ・ベイ地方より入村迄のもの　各一四件四五仙(八件)

(七)ナナイモ、ガリアノ島地方より入村迄のもの　各一〇件三五仙(三五件)

(八)チメイナスより入村迄のもの　各一〇件三五仙(五件)

(九)コセアスキ、コーヴより入村迄のもの　各(金額不詳)(八件)

(注、船移動の為め仲々船主と打合せする機会がなく、右は少数ではあったが、一応船主が海軍の指令や要請を受入れた証拠になるものと思い纏めた訳である。)

各鑵詰会社との委託、保管案は期待外れにて、単にネルソン兄弟漁業会社のみが五二隻を保管することになり、その結果新西院水域の残存船は九七隻となった。

八月二日、日系船主の要した回漕用実費補塡の件を八月一日漁業省に通報し、在日エスクワイモルト大平洋沿岸司令官ビーチ代将(COMMODORE W.J.R. BEECH, R.C.N., COMMANDING OFFICER, PACIFIC COAST)宛にこの支拂方を該当先に勧告して貰う様依頼した。

八月五日、新西院及びプリンス・ルーパート(TUCK'S INLET)両水域の残存漁船の保護管理は海軍側よりカストデアに愈々移管された。

八月十日、「一日付貴信にある、日系人の漁船回漕用実費補塡の件は繋船中の漁船破損賠償とは全然性質が異る為め、委員会の取扱範囲外(所謂越権行為)のものと判断される。大平洋沿岸海軍司令官の報告を得ねば決定的な意見は述べられないが、一見する処、繋船法実施上に要した費用の一部と思われる。従ってこの見解が正しい場合は、委員会の意向を海軍側に取次ぎする。」とホイットモア漁業次官代理から通信があった。

ビーチ代将よりは八日付を以て左の如き要旨の返信があった。

「日系人所有の漁船が繋船水域内に封鎖された当時は日系人の移動案は勿論なく、各船主は帰宅した。従って貴案の様な法外でない費用は当然船主に支拂われる筈のものと思われる。然し、此の件に関する一九四一年十二月十日の司令部よりの指図(添付)に依れば費用補塡はR.C.M.P.の管轄と見做す方が妥当と思う。」

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-37 www.nikkeimuseum.org

（添付、指図の概要）

「0038Z/10日系人所有漁船保護管理の件、

（一）指定集合地点に全部の船が集合し次第、各小漁船の機関の運転を不能にし、之等五隻乃至一〇隻程度の曳航可能な数隻の大型漁船に各々航行兵員が搭上し、F/R艦護衛下にステヴストン迄曳航すること。

（二）全部の日系人をステヴストンで下船させ、同地日系人間に宿泊させる。必要ならば仮営舎を建てること。既に此の区域は近くの派出部隊保護下に置かれている。

（三）船団中より最適な二〇隻を数発、傭船する。終局的には時価の傭船料は船主に支拂われること。該二〇隻を用いれば、巡視には充分と思われる。

（四）日本人（日本国籍者）の持ち船が若し有った場合は、これを戦利品とする。

（五）日系乗組員に対する海軍の責任は、彼等のステヴストン上陸を以て終止し、手筈に依てR.C.M.P.の支配下に置かれるものと見做されている。

R.C.M.P.の準備が整うまでは乗組員は上陸出来ない。」（以上）

（注、右記概要に似たものが当時の各新聞に報道されていたが、或る新聞は日系人の衆団上陸に対する当局の万全の手配を称え、これに重点を置く伝え方をし、又或るものは日系人の守護面に力を注ぎ記述していた。

「日本人乗組員全部は仮営舎内に禁足される。」と云う怪聞まで出たほどであったが、兎に角これらの報道に依り、民心を鎮め、同時に戦争ヒステリアの悪用を抑える効果があったと思う。又この結果から見て政府側の腐心の程も窺われた。）

（注）海軍宛指図第一項（第20頁3-5行目参照）に似た取扱方によってプリンス、ルーパートから曳航されたのはスキーナ河地方の冬期航行に堪える程度の漁船丈けであって、然もこれらもクイン、チャーロット、サウンド（晩香坡島の北端水域）に指しかかった頃は波浪は高く、曳航は六ケ敷なり、又無理に曳航すれば漁船の破損を招く模様なので、ここから以南、ステヴストンまでは独航させられたものが大部分であったと聞いた。

晩香坡島の各方面からはスティーブストン迄皆独航したのであった。

海軍側からの右の通信並に指図の写を添付して、R.C.M.P.のヒル大佐に考慮を願う旨申入れた処、「この指図は単に日系乗組員保護に付き責任の有り方を明確にしたに過ぎないと思う」とのことなので、結局この件はカストデアルに移管し妥当な方法を

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-38 www.nikkeimuseum.org

講じて貰う以外に途はないと思考された。

B.A.T.M.の徴発船残余一九隻も評価で買入れる旨通知があった。

八月十二日、空軍からその徴発船六隻全部をかねて澁岡委員会（昨9頁9-18行目迄を参照）を通過したロイド会社（LLOYD'S OF LONDON）の評価に準じ購買する故手続を頼むと申込みがあった。

八月十三日、海軍も徴発船二七隻の購買を決定、空軍同様ロイド会社の評価で船主の承諾を得る様依頼してきた。

海軍側からカストデアレが移管を受けた各船に関する記録を収集し、これらをカストデアレに譲渡し、又事務員一名を同局に転職させた。

ピルキー氏は五月末辞任したが他のサーベイヤーは各々本日解職した。事務員の数も徐々に減ずる予定である。

八月二十四日、海軍徴発船購入交渉の途上、たまたま一日系船主（但し徴発中のもの三隻を所有）は売価以外に或る期間内の傭船料を要求し、一方海軍側は徴発当時、澁岡委員の聴問会に於て、該船主が受諾済のロイド会社の評価に基き買入れるもの故、傭船料は一切支払わないと固執した。処で徴発船の問題は単に日系船主とのもの丈けではなく、白人の持ち船も含んでおり、海軍は一貫した購入方針を採用し、若し船主側が受諾拒否の場合は、英国枢密院（EXCHEQUER COURT）の判定すで抗争を経続する予定とのことであった。依て、右記日系船主は訴証費の点や判決を得るまでに長期間を要する点を考慮して、売約金丈けを入手することに決した。

八月三十日、繋船水域がカストデアレに移管されてから既に一ケ月は経過した。大部分の日系船主が各地に移動した為め、徴発船購入の交渉は総べて書信によらねばならぬ関係上、遅々として進まない。

カストデアレは委員会の事務が大体完結した後、これを引継ぎたい意向なので、右記購入を急いでいるが、仮に商渉の成立をみてからでも、民間取引と異り、

(二)船の転籍手続を済ませ、

(三)新船籍証と請求書を政庁に送り、

(三)支払を受け、船主に決済し、

(四)船主から受領証を貰い、これを政庁に提出する。

という様に繁雑な手続が多々あるのに、交渉面が手間取るので、これにかかる政庁と船主宛報告件数は加増し、事務の輻輳で多忙を極めている。

又、海軍側に対する損害補償の件は破損修繕費以外にはスパーク、プラッグ

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-39 www.nikkeimuseum.org

一個から、機関の部分品、綱、碇、コンパス其他船具等、全部で七百隻にのぼる模様である。勿論これらを各船別個々に書類の作成を必要とし、海軍側の承認を得た上、漁業省を通じ軍事費中から支出を受け、各々決済して受取証を取揃え、政庁に送付すると云う有様であるのに、職員を漸減したので委員会の完結は尚更ほど遠い。

九月十日、徴発船は B.A.T.M.（英国向け送荷済）二〇隻、加奈陀陸、海、空軍を合せて四三隻、総数六三隻であって、何れも購入交渉に移っている。（但し陸軍分一〇隻に対しては未だ公式な購入依頼は受けていないが、内報はあった。）

↑……右の内、約半数は船主の承諾を得て、売渡書類の完成途上にある。

九月十七日、B.A.T.M. 依頼の購入に関する交渉は遅み一七隻は船主の承諾を得て売約書類は完成した。後三隻も近々に売約が成立する見込みである。

九月二十四日、海、空、両軍関係の売約書類二十八件に対し船主の署名を得た。B.A.T.M. のもの二隻分は落着し、後未済は一隻となった。

十月一日、陸軍職務班は徴発船一〇隻を購入すると、公式に申入れてきた。

十月六日、カストデアレは八月一日より本日までに四三隻を売却し、又、ネルソン号外漁業会社宛に特別条件付き保管船六隻を追加した旨通報してきた。（フレーザー河に後手（オクテ）の魚が相当群来した為め）

十月八日、委員会の会計監査はロバーツ氏（MR. S. V. ROBERTS, SUPERVISING TREASURY OFFICER）が主任となって十九日から開始することに決した。

十月十五日、漁船の損害手続きに経験のある事務員一名をカストデアレに転職させた。陸、海、空軍関係の購買交渉は稍々遅捗し、約八割程度各船主の承諾を得た模様である。勿論船主の許可なくして売却された小型漁船（所謂強制売却）一五二隻中（別紙14頁6－15行目迄を参照）未解決分一六隻が残っており、これらの転籍手続、若しあれば海軍に対するクレーム手続、並に売上金約八千弗をカストデアレに移管することになる。処で、この件を考究の結果、転籍手続等を完了して、単に売上金をカストデアレが預かる形式を採用すれば、事務を簡単化するので、近日中に全部完結する模様である。勿論船主の許可なくして売却された小型漁船（所謂強制売却）一五二隻中（別紙14頁6－15行目迄を参照）未解決分一六隻が残っており、これらの転籍手続、若しあれば海軍に対するクレーム手続、並に売上金約八千弗をカストデアレに移管することになる。処で、この件を考究の結果、転籍手続等を完了して、単に売上金をカストデアレが預かる形式を採用すれば、事務を簡単化するので、カストデアレは後の事に同意し、その職権を以て船主代理として転籍手続書に署名した。

△委員会の残務、カストデアレに移管の件

十月三十一日、会計監査事務は二十二日から開始され、これの完了後委員会の任務一切はカストデアレが移管することに決定した。

徴発船購買の件は交渉が順調に運みつつあるので、近日中に全部完結する模様である。勿論船主の許可なくして売却された小型漁船（所謂強制売却）一五二隻中（別紙14頁6－15行目迄を参照）未解決分一六隻が残っており、これらの転籍手続、若しあれば海軍に対するクレーム手続、並に売上金約八千弗をカストデアレに移管することになる。処で、この件を考究の結果、転籍手続等を完了して、単に売上金をカストデアレが預かる形式を採用すれば、事務を簡単化するので、カストデアレは後の事に同意し、その職権を以て船主代理として転籍手続書に署名した。

日系人総移動はいよいよ完結に近づき、本日以後 R.C.M.P. の許可なくして沿岸

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-40 www.nikkeimuseum.org

防衛区域に残留する日系人は拘引されることになった。

R.C.M.P.の滞留許可証発給の法はあったが、これを断った。家族や、特に幼ない供等は通学もできなく、不便になってしまった晩香坡に居住さす訳にもゆかず、と云って、これ等丈けを放主たすのも不憫ではあり、皆で一と先ずクリスチナ、レーキ（郵船キャスケード）に移転し、先着の人達に参加した。

十一月十七日に出晩し、残務整理の一部をき伝った。

軍部関係の諸船が片着いたので漁業大臣宛の総括的報告書は完了された。

諸記録は整理され、又各船毎の必要な記録は会計監査後更に再収集され、全部がカストデアンに移管される様に準備された。

十二月二十三日、愈々「さよなら」をしてクリスチナ、レーキに帰宅した。

さて、次に重なった計数的なものを拾録して見よう。

取扱漁船内訳

一、売却船		隻数	売却金額
中着網船		六七	四五五、二五六弗
運搬船		一二一	三九三、九四八弗六〇仙
ツローリング船		六九	一〇九、五九〇弗
ギルネット船		六三二	三九七、八三八弗九九仙
カッド漁、底曳船、其他		六一	四九、四二二弗三〇仙
小型遊覧、釣魚用舟、伝馬船			三三六弗
漁具、船具、キャンプ用スカラ等			一六、八〇〇弗
	売却船合計	九五〇	一、四二三、一八一弗八九仙
二、登録船主宛解除船			
中着網船		一	
運搬船		九	
ツローリング船		五	
ギルネット船		一四五	
カッド漁、底曳船、其他		四〇	
	解除船合計	二〇〇	

（カストデアン宛移管船は次頁へ。）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-41 www.nikkeimuseum.org

三、カストディアン宛移管船　隻数

運搬船　一八
ツローリング船　四六
ギルネット船　八二
カツオ漁、底曳船、其他　四一
移管船合計　一八七（上記合計にはネルソン兄弟漁業会社保管分五二隻を含む。）

（本19頁13－15行目参照）

四、売却、解除、及び移管船内訳

中着網船　六八
運搬船　一四八
ツローリング船　一二〇
ギルネット船　八五九
カツオ漁、底曳船、其他　一四二
総計　一、三三七

（注）カストディアン管轄の不在船主、及び御留船主の船であっても売約は総べて委員会の承認を要したので、右記（四）の総計隻数にはこれ等も含んでいる。従って、総計から登録船主に解除した二〇〇隻を差引いた残高、即ち一、一三七隻が登簿面に於ける日系人の純所有船である。

しかし、解除船二〇〇隻の内、相当数日系人が購買契約をして、内払いをしたものの、全額決済をするまで転籍手続きを延期していたものの様に推察される。それは四月一日までに一三〇隻（しかしその一〇隻は当日のもの。）が解除申請されたが、残余七〇隻は九月二十四日（殆ど漁期末）までかかり、毎週一度から三度程度宛の申請に依ったもので、勿論断言はできないが、日系購買者の払込金を精算し、売金の決済後、解除手続きを採ったものと推理することもできる。推理が事実であった場合は、最少限度にみても、この七〇隻は日系人の準所有船であったと云えよう。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-42 www.nikkeimuseum.org

売却先内訳

	隻数	金額
一、鐘淵漁業会社		
中着網船	四二	二三六、八九六弗
運搬船	七四	一六三、一三四弗
ツローリング船	一八	二七、七五〇弗
ギルネット船	五〇七	三二三、〇三六弗九九仙
カット漁、底曳船、其他	一九	一四、一四六弗二〇仙
小計	六六〇	七六四、九六三弗二九仙
二、単独漁者及び一般		
中着網船	一一	六四、九〇〇弗
運搬船	二〇	五〇、七八九弗六〇仙
ツローリング船	三九	四七、五五〇弗
ギルネット船	一一八	六四、五五二弗
カット漁、底曳船、其他	三九	二八、七七六弗
小計	二二七	二五六、五六七弗六〇仙
三、B.A.T.M.(第12頁11-14行目迄参照)		
運搬船	一六	五八、三四五弗
ツローリング船	三	八、四二〇弗
カット漁、底曳船、其他	一	三、六五〇弗
小計	二〇	七〇、三一五弗
四、加奈陀海軍		
中着網船	一四	一五三、四六〇弗
運搬船	八	一〇二、五八〇弗
ツローリング船	二	六、六〇〇弗
ギルネット船	二	三、二五〇弗
カット漁、底曳船、其他	一	一、八〇〇弗
小計	二七	二六七、六九〇弗
五、加奈陀空軍		
運搬船	三	一九、二〇〇弗
ツローリング船	三	一〇、八〇〇弗
小計	六	三〇、〇〇〇弗

(売却先内訳、次頁へ続く)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-43 www.nikkeimuseum.org

売却先内訳(続)

六、加奈陀陸軍職務班

	隻数	金額
ツローリング船	四	八、四七〇弗
ギルネット船	五	七、〇〇〇弗
カット漁、底曳船、其他	一	一、〇五〇弗
小計	一〇	一六、五二〇弗

七、鏟詰、漁業会社

漁具、船具、キャンプ用スカラ等		一六、八〇〇弗

八、単独漁者及び一般

小型遊覧、釣魚用舟、伝馬船等		三二六弗
総計	九五〇	一、四二三、一八一弗八九仙

(注)鏟詰、漁業会社宛売却船中、小型船の大部分は単独漁者に転売されたものと推察される。

単独漁者及び一般宛売却船のうち、「カット漁、底曳船、其他」級中「ロング テンダー船」五隻を含む。

加奈陀陸、海、空軍宛売却船のうち、一五隻は戦後剰余軍需品として軍器資産局(WAR ASSETS CORPORATION)に依り入札制度に依て売却された筈である。他にも同じく処分されたものもあったであろう。

△各月別売却高

一九四二年	隻数	金額
二月	四六	一二四、七二九弗八五仙
三月	二五六	四〇一、五七五弗三九仙
四月	二三八	二〇二、〇四六弗
五月	一三六	一三三、二四三弗
六月	一二〇	七三、一五〇弗
七月	五八	二〇、六九八弗
八月	四一	一二三、二六九弗
九月	七	一二、六六一弗六五仙
十月	二九	二三六、七二三弗
十一月	一九	八五、〇九五弗
合計	九五〇	一、四二三、一八一弗八九仙

(注)十、十一月の上昇は徴発船を購買に変更した為めに生じたものである。

金額総計には漁具、船具、キャンプ用スカラ等、並に小型遊覧、釣魚用舟、伝馬船等の売上金を含む。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-44 www.nikkeimuseum.org

△船齢

	隻数	百分比例
初年 乃至 三年迄のもの	二一〇	一八・四パーセント
四年 〃 六年 〃	二〇九	一八・三 〃
七年 〃 九年 〃	一五七	一三・八 〃
十年 〃 十二年 〃	二三六	二〇・七 〃
十三年 〃 十五年 〃	一七五	一五・三 〃
十六年 〃 十八年 〃	六〇	五・二 〃
十九年 〃 二十一年 〃	四四	三・九 〃
二十二年 〃 二十四年 〃	三四	三・〇 〃
二十五年以上のもの	一六	一・四 〃
合計	一一四一	一〇〇・ 〃

(注)上記は総べて船主よりの建造期日報告に基く船齢であり、修理の点は考慮にいれていない。船籍登録簿と照り合せたものでもない。又船齢報告漏れのものは記録できず、その反面、初期に日系人所有船扱いとした小数のもので、後日登録船主に解除されたものの船齢を含む。

△損害補償件数 隻数 金額

一、造船所払修繕料 二六四 五五、一九一弗六九仙

二、全損分、船価補償 一九 六、八三二弗一二仙

三、全前(未解決分) 四 (未解決、金額不詳)

四、一般補償 四〇〇 二七、二七〇弗六九仙

合計 六八三 八九、二九五弗五〇仙

(注)流氷に依り破損、沈没したもの以外に、抑留中時下にあって海軍は極く短期間ながら多数の漁船を繋船、封鎖する必要にせまられた為め、充分な準備をする余裕がなかつた関係上、損傷を受けた船も多数生じたので、造船所で修理を要したものは、右記の如く二六四隻にのぼつた。又一九隻は全損と視なされ、内一五隻は船価見積り後、船主と交渉の上各々損害金が支払われた。しかし残余四隻は船価の折合いがつかず、未解決のままカストディアンに移管した。

一般補償は喪失した船具や漁具の補塡に要した費用である。

残存船が海軍側からカストディアンに移管された際右記全損四隻分以外は双方のサーベイヤーが立ち合いの上検査して、損害に対する海軍側の総べての責任を解除した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-45 www.nikkeimuseum.org

△会計面の概報

収入の部

口銭(売上の一分)	一四、三二一弗八一仙
サーベイ費回収	二、四二七弗
合計	一六、六五八弗八一仙

支出の部

報給(職員及びサーベイヤー払	一五、九三七弗四一仙
事務所費(レント及び一切の事務所費	五、五七六弗七九仙
旅行費並に自動車費手当	九九二弗〇八仙
法務費、広告費、経営費等	二、四四七弗二一仙
合計	二四、九一三弗四九仙
差引不足	八、二五四弗六八仙

(注)委員、常務補佐、及び連絡委員全部が奉仕であったにも拘わらず、会計面では右の通り不足を生じ、該不足は漁業省の負担となったが、この計算中には委員会設立当時、全然予期せなかった多額のサーベイヤー払い及び付帯出費があった。即ち

(一)破損及び一般損害補償の管理費　七、六五五弗〇四仙

(二)B.A.T.M.船購買費用(差引口銭と差引いた正味損実高)一、七四八弗六六仙

合計　九、四〇三弗七〇仙

往て、右二項の出費が若し無かった場合は、売上の一分口銭で委員会の会計は充分償い得られた訳である。

△サーベイヤーの調査件数

一、損害の有無、修繕費見積り等　七二七件

二、船価見積　九二七件

合計　一、六五四件

△査察人員数

自、一月二十八日、至七月十五日(許可証面人員)三、八六二名

(注)鑑札、漁業会社、各社には白紙(人員数無記入)の許可証を発給した為め、一枚に付き二名と指定したが、実際には遥にこれを超過していると見られる。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-46 www.nikkeimuseum.org

▲異常な取引と変った事柄等

以下異常な取引や変った事柄数件をあげて見る。

(一)アイ老人の場合、

委員会の事務所が開設されて間もない或る日、アイと自称する一老人が来訪、「非常に親切な人が船を買って呉れるとのことなので、この取引を是非承認して貰いたい。」と云う話であった。漁船キャタログを取調べたが、これに該当する船はみあらないので、問いただした処、「政府からペンション(或は扶助料?)を貰うのにつき、唯一の財産として船を政府に登録しているので、委員会には報告を見合せた。後で四百弗の売約が完結したら、その金額をコンペンセーション、ボード(労働関係賠償局)に持込んで貰いたい。」と伝えられた。折よくビルキー氏が来合せたので、船価の意見を聴した処、「船を実見せねば判然としないが、老人であるから無理な操業はしていないと思われるし、普通に維持しておれば先ず六百弗位のものと思う。」と云われた。これを老人に伝え売り急ぎしない様勧めたが、「私はこの船に養って貰った訳であるから、手放すならば価格に拘泥せず、成るべく親切な、そして船を大切にして呉れる人に譲渡したい。」と固執されたので、書類を作成して手渡し、念の為めコンペンセーション、ボードの指定係員に電話した処、「全売却金額は旧船主に支払って差支えない。」との返事を得た。しかし老人は「現金を持って移動することは不安であるし、万一紛失でもすれば忽ち困窮する故、此の際政府に払っておけば、引続きペンションが貰えるから安心できる。」と云われ結局当人の希望通りの手順をふんだ。

(二)イー氏の場合

イー氏は各期中に機関の入れ替えを計画し、漁船は造船所に引上げ、その端に新機関を置いていたが、繋船令が発布されるや逸早く、軍帽丈けをかぶった海兵らしい一団が来て、「漁船をおろし、至急集合地点に回航せよ。」と命ぜられたので、引網やブロックを取り付けているうちに、新機関の一部を破壊された。該機関を講買先に返却するには修繕費がかかるので、海軍側えこれを負担する様交渉を頼むとの話であった。機関は無論漁船ではないので、委員会の取扱い範囲外ではあるが、事実とすれば余りの仕打ちなので、海軍側に考慮を促したが、下手人の目星はつかず、何等追究する途がなかった。

ゴーア街埠頭に繋いであった日系漁船の機関が破壊されたとの噂も聞いたが実体はつかめなかった。開戦直後のこと故漁船を INSOBILIZE (航行不能)する様発令されたのを機とし、敵愾心にもえた無智な輩は斯様な手段に出たかも計り難いが、判然とした証拠がないので、手のほどこし様はなかった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-47 www.nikkeimuseum.org

(三) スキーナ漁団の用立し船の場合.

スキーナ河水域海軍司令部から「ミオリア号」(MIORIA)が破損、水船になつたまま、スキーナ河を漂流している旨通報があつたので、早速三輪国三郎氏に伝えた。「該船は通常冬期中は使用しないので、例年通り陸上に保管してあつたものを、何者かが無理に水中に引きおろしたものと思う。」と同氏は云い、そして又「何時もの悪落さで、「戦争だもの、それ位なことは起りがちだ。仕方がないよ。」と言葉をつがれた。

この頃には総移動令に基き、スキーナ地方の日系人全部は既にヘステングス、パークの仮宿泊所内に一と先ず移住していたので、真相をつかむ術もない状態にあり、従て下手人が不明なものを咎や角云つても、単に騒ぐ丈けで何の効も奏さないことを見抜いておられた損傷であつた。

海軍側には通報を謝し、若し可能ならば河岸の適当な浅瀬に引きあげる様依頼した。

(四) エー氏の場合

エー氏は晩市から約三百哩北方の小村に居住していた大工職であつた。一九四一年九月に白人の漁船を買取り、これを陸上にあげて修繕に取りかかつたが、未だ船籍書替えの手続は完成していなかつた。(従て公式には依然として白人名儀の船であつた。)繋船令発布後海兵が来て、新西院近くの封鎖水域まで曳航すると云うので、破損を恐れたエー氏は種々説明に勤めたが結局曳航されてしまつた。同氏は事情上登録船主を白人名儀、現実船主をエーとして委員会に登記した。

漁船処分の終末期になつても購買希望者は無かつた。海軍側の保護管理がカストデアに移譲される際には、双方のサーベイヤーが立会いの上、該船は繋船当初からの全損船と決定された。エー氏の移動前に事情を聞いていたので、繋船令発布の際既に航行不能になつていた船を封鎖水域まで無理に曳航した為め追加損傷を受けたと思われると抗議し、三百弗の損害補償方を交渉したが、海軍側のサーベイヤーは船虫(TEREDO)に散々蚕食された船板の破片を示し、主張を曲げないし、他のサーベイヤーもこれに同意したので補償の見込みはないと思われたが、兎に角エー氏の希望通り損害補償要求の記録を残すことにした。

(五) デパーチャーベイ号(DEPARTURE BAY)の場合.

これはナナイモ造船所所属の中着網船であつて、同造船所の株主は開戦当時日本に居た為めカストデアの管理下にあつた。船体の諸設備は完備していたし、又相当強力な探照灯が設えてあつたので、海軍側はこれを徴発し、当初から封鎖水域内の哨海船に当て、マストには海軍旗を掲げ、銃剣を持つた見張兵二名が常時搭乗していた。処が或る日突然失火し、直ぐに消火したらしいが相当な

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-48 www.nikkeimuseum.org

損害を蒙った模様で、早速造船所に送り修理した。如何程の修繕費を要したかは不明であるが、此の船も他の徴発船と同様諮問委員会（第9-18行目迄参照）の審査を経、指定サーベイヤーの評価に準じ如何程が購入した。

（六）エ又氏の場合

事務所開設後間もなく、エ又氏と購買者側会社の支配人が公証済の契約書を持参し、取引の承認方を依頼された。処が、この契約書には数隻の漁船以外に漁網、或る種の船具及びキャンプ用スカラとこれに備え付けの諸道具が含まれていた。従て、この総括的契約に準じて認可する場合は、枢密院令上総額に対し一分の口銭を取立てねばならぬので、漁船丈け分離したものの再作成方を促した。処しエ又氏は契約の急遽完結の必要上、法定の口銭を支払っても差支えない故、是非これを承認して貰いたいと強要されたので、その希望を入れた。（第23頁20行目及び第24頁3行目参照）

（七）テイ氏の場合

テイ氏は五隻の漁船を一括して或る鑵詰会社に売約し、その契約書を提出、これの承認方を申請された。契約書中には分割払いの方法以外に購買者側が必要と認める修理、或は改装を施し、その費用を控除して決済すると云う条項があつた。無論全部の日系人所有漁船とし全漁期中繰業後繋船させた為め、或る程度の修繕を加える必要のあるものもあろうが、前述の様な条件を購買者側が法文的に全部利用した場合は、旧船主が非常中に不利な立場に陥ることになるので、此の点を指摘し、テイ氏に少額の値引きしてでも余は無条件とするか、又は修理費の限度を挿入し、これを控除したものを一と先ず現金払いとし、修理費に剰余が生じた場合は、これを後日入手出来る様契約変更方を勧告した。しかし、同氏は永年に亘る取引先との契約改訂は全然ない旨を繰返し、認可を懇請されたので、遂に委員会はオーケイした。

後日判明した処によると、この契約中の一隻「ビーボ」と称する運搬船を多額を費し、中着網船に改装したので、改装費は該船の売価を超過し、これを一括契約を機とし他の船価から差引き決済されたとのことであった。（つまり「ビーボ」を無償で与えた方がテイ氏の手取金が多かつた筈と云う結果に終つた。）

一九四四年早春用務を帯て○市を訪れた際、テイ氏も態々茶話会に出席され面談したが、その折り「漁船の件では世話になつた。戦争に依つて、どんなに民心や信義度に変化を生ずるかと云うことを、しみじみ味わされた。」と述懐されていた。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-49 www.nikkeimuseum.org

(八)エム氏の場合

エム氏は一九四一年日本に引揚げる際、その持ち船をケイ氏に売約した。

日系人に対する漁業鑑札削減策に対応した許証提起が、一九二九年に一と先ず成果をあげた後、政府は日系人宛漁鑑数の現状維持政策を堅持したので、従て日系人間の漁船売買には漁鑑の移譲が不言のうちに共うことが通例であった様である。(ツマり漁鑑が得られなければ漁船を求めることは無意義なのである。)斯様な状態故、恰度商業上の老補料の如く、漁鑑移譲の価値は言わず語らず自然的に船価に含まれると云う結果が生じた訳である。

エム氏の場合この現象はなかったかも知れないが、購買者は漁業鑑札を入手する迄(通例漁鑑の申請は毎年早くとも一月二日以後になされる。)船籍登録の書替えを延期していた際、戦争が勃発した。その為めエム氏の漁船は不在船主のものとして、カストディアレ(敵産処分課)の管轄下に置かれた。戦後再渡加されたら売却金は入手されようが、果して未だ健在か如何か知らない。

(九)ユー氏の場合

ユー氏の船は一九二一年の建造にかかわり、相当に古いものであったが、一九三一年に新機関を入れ替えたもので、サーベイヤーの評価は三百十六噸となっていた。処が四月下旬にこれを或る鐘詰会社に七十五噸(即ち評価の二割三分七厘)で売却した。同氏に面談する機会がなかったので、内情はわからなかったが、単に移動に拘わる不安に基くものではなく、多分同氏は開戦一年位以前に船を購入し、鐘詰会社に抵当権を与えたもので、その為め抵当金額を差引いた残高を売却値段として示したものと推察される。

この件に類似したもので評価の五割以下で売約された例は他に十件あった。

(十)シー氏の場合

シー氏は一九二〇年に建造された船を所有していた。スバ抜けた優船家らしく、入念に維持されている為め二十年以上を経た船には見えないとて、サーベイヤーは三百六十一噸の評価をしていた。船籍登録期日が古い為めか、この船を現実に見たものはなかった模様で、永らく売約は成立せず、七月中旬頃遂に強制売却方法に依りサーベイヤーの評価で処分された。(第14頁6-15行目迄を参照)船籍登録期日が幾分不利を招いた様で、気の毒に思った。

(十一)ジー氏の場合

三月初め頃ジー氏に偶然会った際、「移動せねばならぬのに懐中が淋しくては一般に困るであろうから各々漁船を精々早期に売っていただきたい。」とうながされたので意外に感じた。それは、これより先き漁船キャタログ作成の資料を収集して

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-50 www.nikkeimuseum.org

いた頃、ジー氏は成るべく船価を高く報告して置き、船が朽ちても決して売らない様に。」と宣伝していたと云う噂があった由を或る人から聞いていたからである。戦時故自人間にデマはあろうが、日系人間にもデマを飛ばし中傷をするものよと思い直した。

処が四月中旬に別な人からジー氏は、「三度とも見切って売り飛した。愚図ついていたら今に無価値になる。」と人毎に話されているらしいと聞いたので不思議に感じ、会計簿を調べた結果、キャタログ面の約三分の一に充る値段で売約されていることが判明した。この件が起った頃は未だ秩序立ってサーベイヤーが評価していなかったまま、ジー氏の売値が市価の三分の一であったのか、それとも報告船価が市価の三百パーセントにしてあったのかも不明であるし、又前述の様な言動が実際にあったとしたら、何故に為されたものか、一切今に謎が解けない。

(一二) ワイ氏の場合

ワイ氏はスキーナ河の漁者であった。繋船令に従いプリンス、ルーパートへ航行したが、海軍側の要請で更にスチュワート回漕した。船は新西院水域に封鎖されたが、後日、該船の登録船主である鑵詰会社の申請で、封鎖解除の上、その会社に引渡された。自分の持ち船でないものを態々遠方まで回漕する筈はない故、多分購入残高がある為め船籍書替えをしていなかったものと推察される。

ワイ氏のものと同様プリンス、ルーパートより回漕した船で、後日登録船主に解除されたものは他に六隻あった。

(一三) テイ、ワイ氏の場合

テイ、ワイ氏の船は繋船水域で沈没したものであって、これを引揚げ修理の為め造船所に曳航したが、修繕料が評価を超過するので、海軍側では全損船(TOTAL CONSTRUCTIVE LOSS)と決定した。連絡委員の斡旋で船主は四百弗の損害補償要求を提出したが、委員会の残務がカストデアに移管された当時、未だ落着していなかった。

一九四三年五月にテイ、ワイ氏より解決未済故督促方依頼があったので、カストデアを訪れた処、拾度政府から三百九十三弗五十仙也の支払があり、早速送金手続きを採って貰うことになった。(但しカストデアはビー、シー、保安委員会との了解に基き一ケ月百弗を拂出し限度としていた為め、四ケ月で決済された筈。)

テイ、ワイ氏の船と同様、海軍側で全損と決定したものは合計十二隻あった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-51 www.nikkeimuseum.org

(一四) エス氏の場合

エス氏はフレザー河のギルネット漁者であったが、冬期中漁船を通学児童のフエリー船に使用していた。繋船令が発布された際には前述の点を陳情して、海軍省の特別許可のもとに、四月二十四日迄引続きフエーリー船として使用、其後封鎖水域に回漕した。開戦後、四ケ月以上も日系船主が航行した唯一の例と云えよう。

(一五) 日系帰還兵の場合

これは前記とは全く反対な例である。

第一世界大戦の折、加奈陀兵に志願、渡欧奮戦後帰還し、市民権と参政権を与えられた人達であったが、繋船令からは免除されず、漁船は処分され、又総移動令にも従った。

(一六) 枕木者、テイ氏の場合

テイ氏はその営業上の必要により、ロッグ、テンダー船二隻を所有していた。事業を閉鎖して、何れは何処かに移動せねばならぬので、前記二船の売約を締結したが、白系購買者はこの取引につき委員会の承認を得ることを強要した模様であった。漁船ではないのでその必要はない旨を説明したが、一分の口銭を払っても相手に満足を与える故との云い分なので承認を決した。

テイ氏のものの他に、日系人枕木業者二名の持ち船も同様な取扱い方法を採用した。(才24頁14、15行を参照)

(一七) 日系人所有小型遊覧船或は釣魚用舟の件

オーシャン、フォールスのケー氏が見出しの小型船売却の承認方を申請された。無論専用従漁船ではないから売却は自由であるが、購買者側が委員会の承認を固執する場合は認可することに決した。(才23頁19行目及び才24頁10行目参照)

処で、委員会は取扱った舟の集金をしたが、総移動のため、旧船主宛送金先きの不明なものがあったので、これらの金員はカストディアに移管して貰った。

(一八) エフ氏の場合

エフ氏も漁船は持っていたが、これはその話ではない。

日系人の移動が相当進捗した頃の或る日、R.C.M.P.二名がエフ氏から依頼の件に付き、旦那主会って貰いたいとのことであった。依頼の用件は、「移動に際し、多額の現金を携帯するのを不安に思い、自宅の屋敷内に埋蔵した。依って図面の場所からこれを堀り出して、移動先きに届けて貰いたい。」と云うのであった。

同道しようと思ったが、実は日系人の船員や一部漁具不足の問題で海軍側と交渉を重ねていた頃、或る新聞紙は、「繋船令発布にともない、各地から入村する回漕された漁船から日系人の下船に先ず立ち、海軍は各個人の所持品を持ち

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-52 www.nikkeimuseum.org

去らせたが、なかには一部船具や漁具いもおろした模様で、これらが且つての日系人住居の床下から続々発見された。」と報道した。そして海軍の一部ではこれを信じていたものもあった。（普段から所持品を大切にする日系人が床下に投込む程度のものならば、何れ使用には堪えかねる様なものであるか、それとも価値のあるものなれば移動に際し、当然カストディアに報告したであろう。）

従って、エフ氏依頼の件で新聞記事の種になる場合を慮り、「エフ氏に面接したことはないが、班長に実直な人と聞いている。立ち会わなくとも充分、確に明記の金額が埋蔵してあると信ずる故、依頼通りに取計って頂きたい。」と話た。

後刻R.C.M.P.からエフ氏記述通りの金員を探し出し、転送の手続きをした旨連絡があったので安心した。物見高い人々もあったと見えて、これも矢張り新聞種にはならなかった。

△人事消息

委員長スミス判事は漁船処分の残務がカストディアに移管された数ケ月後、又々オタワ政府の懇請で日系人所有財産処分に関する諮問委員会、委員長の任務に当られた。（此の件に付いては尚未「付記」として認める。）その後引続きビー、シー、州大審院の陪審判事と海事審判所の専任判事を兼任しておられたが、一九五九年に急逝された。

国防省代表委員、ジョンソン氏は一九四二年五月二十九日ハリファックス港に赴れ、同地で現役勤務をし、終戦後海軍大佐に昇進、後備編入、帰暁後閑静な生活を送っておられたが、一九六八年ショウネシー病院で他界された。

常務補佐、マクマスター氏はスミス判事の司どった日系人所有財産処分諮問委員会の常務補佐を勤められた後、軍需大臣ハウ氏（HON. C. D. HOWE, MINISTER OF MUNITIONS AND SUPPLIES）に抜擢されて軍需省に籍を置き、戦後は晩香波港の支配人（PORT MANAGER OF VANCOUVER HARBOR）として尽力、一九五八年に引退、一九六〇年病没された。

日系人連絡委員、各位は随分奔走された。

三輪国三郎氏はニューデンバーにて、

福山英男氏はクリスチナ、レーキにて

中井幸平氏はトロント市に於て、又

新出松之助氏はグリーンウッドで、各々お気の毒ながら逝去された。

最も多忙を極められた

坂本卯之助氏はリッチモンド区にて、

野口光次郎氏はオレタリオ州、グエルフ市にて、又委員会に直接な関係はなかったが前、日系漁者聯絡協議会幹事井手律氏はトロント市にて共に御健在である。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-53 www.nikkeimuseum.org

△感想

日系人所有漁船の正確な総額を現わした記録というものは全然なしが、戦前折りにふれ聞いた処を綜合し、その概算は二百万弗との印象を受けていた。処で

(二)現実売上金　一、四三三、一八二弗

(三)カストディアンが移管した一八七隻、売価は不明であるが、一隻宛り四〇〇弗と見て　七四、八〇〇弗

(三)カストディアン敵産処分課残存船二〇隻(才17頁30-31行目を参照)を一隻宛り三五〇弗と見て　七、〇〇〇弗

(四)日系人準所有船七〇隻(才24頁20-27行目迄参照)を四〇〇弗宛と見て　二八、〇〇〇弗

(五)全損補償要求分九隻(但し内一隻拒否?才30頁、「エー氏の場合」を参照)及び(才33頁、「テイ、ワイ氏の場合」を参照)　三、九一八弗

(六)全損補償要求手続未済分三隻を各四〇〇弗と見て　一、二〇〇弗

(七)売約船価より抵当権残額を差引き、それを売約金額としたる為めに生じた差額(才32頁「エー氏の場合」を参照)　五、一一六弗

合計　一、五四三、二一六弗

と云う仮定総金額が出る。従て二百万弗を正確なものとすれば、右合計はその七割七分二厘に当る。結局二割三分八厘程度を見切って売却したと云う仮定答案が出る訳である。

委員会は緊急事態に依り、止むを得ず強制処分に付した一五二隻(内、一三六隻は船主が事後承諾)(才14頁9-15行目参照)以外は総べて船主と購買者の自由な交渉に基く商慣習に委ねた。にも拘らず、若し船主側が損失を招いたとすれば、それは「戦時事態」と「総移動」と云う大きな圧力が頭上にあった為め

(二)何時迄続くか解らない戦争中、保管する費用に付いての不安。

(三)保管しても損傷を必ず免れるという保証はないこと。

(三)傭船契約を結んでも幾許の収入も期待できないこと。

(四)移動先に於ての生計費の不安。

等を思いめぐらし、遂に力強く腰を据えた交渉をする余裕がなかった点に起因するものと思われる。

かって、日系人財産の損害問題で、各地の有志が斡旋されていた頃、グリーンウッドから委員二名の来訪をうけ、漁船売却上の損害賠償資料の提供方を依頼されたことがあった。同地に移動した漁者からの話を綜合し、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-54 www.nikkeimuseum.org

カストデアン取扱いの他の財産に対するものと同時に纏めて、マクマスター弁護士
（当時のノリス、エンド、マクレナン法律事務所の共同者）の手を経て提出の予定と聞いた。
処で、前述の様な仮定損害があったとしても、この結論に到達するまでの基礎
になる、二百万弗と云う数字を確立する、資料となる個々の漁船に対する権威ある
サーベイヤーの船価見積書がない。又委員会は売約交渉を各船主の自由意志
に任せた次第であるから、云いがかりをつける訳にはいくまいと考えられる。
ただ経に、損害賠償問題を広範囲化し、一般の固定財産、漁船、漁具、山林、
家具、店舗、ルーミング、ハウス、商業上の老舗料等あらゆる売却（自発的にても）
したものを、移動上の不安から止むを得ず見切り売りをしたが、もともと総移動
案は敵国人の場合を除く以外は、単に日系加奈陀人丈けに適用された偏頗な
法案であり、その圧力下で売却したものは、補償される筈のものであるとして、各方面
から証言を提供し、若し判事を動かし得られたら大成功、又或る部分が失敗に
終っても日系人の払った犠牲を一般加奈陀人に認識さすことができると考えられる。
此の点マクマスター弁護士に提案されては如何、無論私も召喚に応じ証言台に
立つ。」と話た。
日系人の共鳴が得られなかったか、マクマスター弁護士の同意がなかったか、或は何か
他に理由があったものか、此の案は実現に至らなかった。
東部加奈陀でも、一般的問題にみちびく様唱えられていたが、何かの事情で
中止された模様であった。費用の捻出上に難点があったらしいが、明確ではない。
日系人の漁船が若しも売却せずに済んだら、再び西部沿岸地帯に戻った
際の足がかりとなったものに、と云う憾みごとも今ならば云えようが、当時は
行く先き先きがどうなるか、全然予断できなかったし、その上政府の「食料
確保政策」とあって、結局手離した訳である。（注、傭船方針を採用せなかった
理由については第3項、3-16行目を参照）
戦後は段々と漁船や漁具の性能が高度化し、これらの整理時代が近づいて
いたから、仮令は日系人も船や漁具を入替える必要に迫られたとは思うが、
それはさておき、では、推定に基き前記の損害を蒙ったとして、一方何かプラスに
なるものが得られたか、と云う点を考えて見たい。
未知数ではあるが、船を売却せなかったとしての場合の保管料並に損傷修理費
を、現実には売却したが故に、節約し得たことは極く小さな事柄である。無形
なから非常に大きい収穫は。
一、全部の日系漁者が繋船法を遵守し、集合地点まで回漕した丈けに止まらず

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-55 www.nikkeimuseum.org

二、海軍の要請をうけ入れて、更らに態々封鎖水域近くまで回漕したこと。

三、食料確保の必要性を諒解し、漁船を手離し、これらを早期従漁の為め放出方に協調したこと。

は、極端な難局下にも拘らず、加奈陀市民としての責任を果したという点を一般の加奈陀人に認識させたことにあると思う。

委員会が漁船処分に着手して間もない一月末頃、従来常に排日的な事件を取上げて報道していた或る新聞紙は、白人漁者の論として、日系人船主は法外な売値を称えているとか、船具や漁具は剥ぎ取り、漁網と共に倉庫に入れたとか、散々毒づいている様様やら、揚句の果には「古船数百隻を持て余すことになろう。」と云われている旨を掲げたが、四月下旬には「流石賢明なソロモン（聖書に有るイズラエルの王）でさえも躓く様な難問を軌道に乗せ、既に半数以上の漁船を必要な方面に放出した委員会に賛辞を贈る。」とし、又五月下旬にはマクマスター氏談として、「日系人船主の協調を称讃する。」と云う記事を掲載したことは、日系人に対する一般の正しい認識度が深まった為め、この様な事扱を無視できない状態になった証左と見てよいと感ぜられた。

日系人が西部沿岸地帯に帰還できる様になってから二年後の或る日、知人に頼まれ、同道して出晩し、エヌ漁業会社の一課長ミー氏に面接した。同氏はアール氏兄弟等が未だ鮮魚の仲買を営んでいた頃からの旧知であった。いきなり両手で抱きつき、「よくやってきて呉れた！ウチの旗船グラドック（註、運搬船）が一度ぶつけて沈しかったが、カストデアンから幸いキタクとカナモトが買えたので、昔ながらの三隻を揃え、記念に永く保存することになった。アールにも会って呉れ。それから先き程エスを事務所内で見かけた。二年前からウチに働いている。再会を喜ぶゾ！」と大騒ぎをしたので、知人はアッケにとられていた。この話は我々二人にはこれで充分通じているのだが事情を知らない人には不可解なのは当然である。知人の用件を済ませ、二、三の旧知の人々と話している処えエス氏が来た。

エス氏は沿岸に帰還が許されるやいち早く出晩し、白人漁者からの脅威を予期し乍らも、日系人再従漁の先鞭をつけた。従前の鏟詰会社が日系漁者使用を躊躇したので、エヌ漁業会社に転じ、「往時を思い、緊張して諸事に気を配っていたが、予想に反して、まるで世の中が一変した様に色々と親切に世話をしてくれるので、本統に夢かと思い、何の度か我が身を捻ったぜ。」と述懐されていた。

総ての日系移民はビー、シー州に上陸以来常に排日には悩んだが、殊に日系人漁者は皆帰化人であるにも拘らず、爾来、幾烈な排斥に続く排斥にあえぎ、鎖札

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-56 www.nikkeimuseum.org

発給は制限され、その上差別的な条件に拘束されて、例年全漁期中各々が下付された唯一の鑑札を以て、狭い一漁区内のみで操業を続けていた。しかし、戦後は鑑札の制限制度は撤廃され、(注、現行の制限密度は単に無族の保護と漁者の増収を目的にしたもので、排日色は帯びていない。)あらゆる種類の鑑札は下付されるし、又何れの区域にでも転出は自由になり、白系漁者の立場と何等変りはない。

一般の良識は排日系的なことを許さぬ時代となり、民衆をまどわす排日扇動の余地はなくなったと思う。この様な雰囲気を醸しだすに付ては日系人漁者が戦時中に犠牲を払ってまで法令をまもり、政府当局に協調したことが、一部役立ったのは云うまでもない。

参政権を獲得した為めと一言に云いきる人もあろうが、参政権を得るに至った理由を、単に帰化人乃至は当国生れ故当然のことであるとかたづけるのは余りにも理論に走る様に思える。現実的には日系人全般の勤勉さ、人柄の良さ、法律遵守の精神とか、過去に忍人でこた差別待遇等につき、一般加奈陀人の認識を広めたことが陰の基礎を築いたと云えよう。

二、三世にお願い

現代の様なプロテスト、デモ流行時代から見れば、よくも何十年に亘り、無為に、黙従的態度のみで過ごしてきたものと嘲笑する人もあろうが、古くは選挙権獲得の訴訟事件があったし、二世代表者の参政権に関する運動もあった。漁業鑑札削減に対しては加奈陀大審院と英国枢密院で争い、双方共日系人漁者は勝訴したものの、又ゾロ漁会に於て漁業大臣に漁鑑発給の際随意的差別可能な権限を与えた為め、涙をのんだこともあった。近くは、日系人総移動案に対するプロテストも、折角二世が行ってくれたが、これも残念な結果に終った。

時代、情勢、環境、立場などに依て、異った結果が生じるであろうし、又異った見解もあるであろうが、決して一世が無識で、無為無策でなかったこと丈けは若人達に充分理解して貰いたい。

甚だくどいようではあるが、一世は日本の家族を扶助せねばならなかったこと、仮令これを犠牲にして勉学しても就職の途はなかったこと、参政権は獲得できず、英語は不充分であり、又排斥に依り職域が狭かったこと、当地の家族の扶助にも当らねばならなかったこと、然も引続く悪くどい排斥にも潰えず、或る程度の基礎を築いていた点を思いめぐらし、決して劣等な民族ではないことを理解して貰いたい。ツマラナイ老婆心と笑われたら結構だが、知らず知らずのうちに、民族的自己嫌悪の潜在意識を醸成しないように勤められたい。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-57 www.nikkeimuseum.org

先年東京の一百貨店でアトム展が催された時、広島、長崎両市の惨状を写真で見た若人達多数が、「米国側から爆撃の予告が与えられたと云うのに、昔の人々はなぜ避難しなかったのだろう？余程間抜けだったんだナア。」と云って、極秘を守られたアトミック爆弾や、その偉力を無論知るよしもなかった当時の人々なのに、これらを嘲笑したと雑誌に掲載されていたが、これに類似したことを、加奈陀の白系人間では繰返したくない。

比判をするに当り、時代、情勢、その他一世及び一部二世のおかれた立場と環境等を充分探究、正視して、考慮して戴きたい。そして戦後、永い間の苦闘が報いられ、日系人に初めて黎明が到来したことを認識し、自覚と自尊心を以て各方面に飛躍していただきたい。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-58 www.nikkeimuseum.org

Confisco 1500.00
Sold 3/26/42

⊙ *Please refer to "Certificate" of British Registry" in filling this blank; special attention is required in cases of "Length" "Width" and "Depth"*
此ノ書式ヲ御記入前ニ充分『登錄證』ヲ御覽下サイ　特ニ『長サ』『幅』及『深サ』ニ御注意願ヒマス

Name of Vessel (船　名)	Carlisle Point	Official Number (登記番號)		Naval Control Number (海軍省ノ番號)	
Port of Registry (登記港名)		Date of Registry (登記期日)	NOT YET REGISTERD.		
Gross Tonnage (總噸數)	9 Tons	Net Tonnage (ネット噸數)			
Length ⊙ (長サ)	38 Ft.	Width ⊙ (幅)	9 Ft. 6 In.	Depth ⊙ (深サ)	4 Ft. 6 In.
Make of Engine (Present) (機械ノ名) (現在ノ)	No Engine	Date When Re-installed (若シ入替ヘタ場合ハ其ノ期日)			
Horse Power (馬力)		Knot (Speed) (速力)			
When Hull Built (船体建造期日)	1941	When Hull Rebuilt (若シ改造ノ場合ハ其ノ期日)			
Type of Vessel: (船ノ型)	Seiner セイナー ☐	Packer パッカー X	Gill-Netter ギルネット ☐	Troller トローラー ☐	Trawler 底引キ ☐ Other 其他 ☐
Formerly Used as (從來ノ使途)	~~Packer~~ New Hull	Value (Replacement) (船價) (建造スル場合)			
Date When Surveyed Last (最近ノサーベイサレタル期日)		Value (Present) (船價) (現在ノ)	$1,500.00		
Place of Operation (使用區域)		Value (Insured) (船價) (保險ヲ附スル場合)			
Charter Rate: 1940 (傭船料金率) 1941		Chartered To: 1940 (傭船先) 1941			
Amount of Mortgage, If Any (抵當權ノ金額)		Mortgaged To: (抵當權書入先)			
Registered Owner's Name (登錄船主名)	Sadakichi Yamanaka	Actual Owner's Name (現實所有者名)	Sadakichi Yamanaka		
ADDRESS (住所)	Steveston, B. C.	ADDRESS (住所)	Steveston, B. C.		

Remarks: (註)

漁船キャタログの一例

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-59 www.nikkeimuseum.org

(付記) 日系人所有財産(在晩香坡市内)

諮問委員会

▲委員会発足までの経緯

一九四二年一月十三日の夕景、R.C.M.P.のヒル大佐(COL. C.H. HILL, DIVISIONAL COMMANDER, R.C.M.P.)より「日系人所有財産の件につき、カストデアンとビー・シー・保安委員会のコリンズ氏(MR. GEORGE COLLINS, COMMISSIONER OF JAPANESE PLACEMENT)が相談したいとのこと故、至急出晩せよ。」と来電があった。数日中に出発する積りでいた処、翌十四日(日曜日)に、R.C.M.P.グランド、フォークス枝隊主任ダーニン氏(CORPORAL WILLIAM DURNIN)が来訪、晩市の本部に出頭して貰らいたいと督促、旅行許可証を手渡されたので即夜旅立った。

十五日、ヒル大佐に会った処、コリンズ氏には報告しておく故、直ぐにマクファーソン氏(MR. W.G. MCPHERSON, EXECUTIVE ASSISTANT TO HON. N.A. MC LARTY, SECRETARY OF STATE)に面談する様とのことなので、早速同氏を訪れた。用件は日系人所有財産処分に関し、その諮問委員会を構成するに当り、日系人代表になって貰いたいと云う重大な要件であった。しかし、財産に対する智識が全然ないことを述べ辞退した。その結果、適当な人を推薦されたいと云われたので、推薦する人々に一応は照会すべきではあったが、吐嗟のこと故それもできず、多少角「晩香坡市内の部」に四名の候補者(全員日系人商業家)をあげ、「地方の部」には一名(山家安右郎氏)丈けしか心当りがない故、他に必要ならば該候補者に聞かれたいと述言した。マクファーソン氏はオタワに移牒し、調査の上決定する故、数日間帰宅を延期する様にと話された。

二日後、マクファーソン氏は「地方の部」の推薦候補山家安右郎氏は承認を経て早速出晩されることになっているが、「晩市内の部」の何れの推薦候補者とも政府は肯定せず、君を又任命するとのことであるから受諾されたい。委員長にはスミス判事(「人事消息」沖35頁参照)を再度起用する筈であるから、同判事と相談される様勧めると話された。どの人も適任者と信じて推薦した候補者が、全員とも何故にうけ入れられないかと云う点を充分糺して貰いたかったが、その結果、むしろ益々苦しい立場に陥ることを恐れて、遂いに云いだせなかった。

(三月六日、午前二時)

山家氏は移動券から出晩され「フレーザー河畔の農業方面の仕事に一生を捧げる積りでいたが、結局これが最後のオツトメになろう。幸い(ーネー地方の事情に明るい実業の土地売買業者、メニース氏(MR. HAROLD MENZIES)も委員になるから、葬式をする積りでやる。君も今一度尽力せよ。」と云われた。既に漁船の処分で一九二〇年来塩魚一点張りの

(付記) 日系人所有財産(晩市内)諮問委員会

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-60 www.nikkeimuseum.org

仕事に終止符を打つたが、(日系人の)復讐は再開できたが、何が漁業の復帰が不可能に陥つたかと云う点については、稿を改めて記したいと思つている。)その葬式に際しては、日系連絡委員と云う、誠に適当な援助者数名が控えていてくれて、心強かつた。然し、財産処分となれば、全然その智識はないし、全く孤立無援で気が重い点を話した。が、茲に角一応スミス判事の意向を聞くことにした。

日系人所有財産(地方の部)諮問委員会

三月十八日午前十時三十分よりカストデアンの事務所に於て諮問委員会(地方の部)の就任、初会合が催されるので、是非オブザーバーとしてこれに列席するようにとマクファーソン氏の勧めがあつたので出席した。この委員会は左の人々にて構成されていた。

委員長 ホワイトサイド判事 (HIS HONOUR, JUDGE WHITESIDE OF NEW WESTMINSTER)
委員 山家安太郎氏 (TASHME, B.C.)
〃 マケンジー氏 (MR. D. MC KENZIE, NEW WESTMINSTER)
〃 マクラレン氏 (MR. J.J. MC LELLAN, FORT LANGLEY)
〃 メンジー氏 (MR. HAL. MENZIES, HANEY)

右の諸氏以外にカストデアン側からマクファーソン氏、次席のシーアス氏、及び局専属弁護士ライト氏が出席、マクファーソン氏は全員を相互に紹介後、簡単に委員会の任務、権限を説明した上、諮問事項は時々シーアス氏より委員長に廻付する旨を話された。委員長は「会合は大体新西院裁判所にて催す予定であるが、若し他の場所で開催する場合は召集状にてこれを明確にする。」と話し、就任会合は閉会された。

三月十四日スミス判事を訪ねた。判事は「十一日、君にキャスケード宛手紙を出しておいたが、実はカストデアンが預つている日系人財産の処分、乃至は必要な処置を採るに当り、諮問機関を構成する様国務省から要請されたので、晩市市会議員ジョーンス氏(ALDERMAN CHARLES JONES)と君を又煩す。と通報しておいた故、勤めて貰いたい。」とのことであつた。然し、「カストデアンはもともと移動した日系人の財産を保護管理するというのであるから、売却を欲するものや、賃借契約を結びたい人等は、この点各々カストデアンに依頼するであろうし、同時にカストデアンには日英両文に堪能な人々がいる筈故、これらをその衝に当らせ、日系人の便宜を計つてやることが、財産に関する智識のない日系諮問委員を任命するよりは、むしろ遥に良策と思われるので辞退したい。」と述べた。が、判事は今回の委員会は漁船処分委員会と異り、単にカストデアン日系移動者部門の諮問に応ずる丈けのものであり、財産面に明るく、市の区画(ZONING)面について特に造詣深い、正論家ジョーンス氏を頼んだ。そして、マクマスター氏(「人事消息」第35頁を参照)に常務補佐の職について貰うことも内定している点、又極秘に日系人の財産に関するビー・シー州保安委員会(第10頁1-9行目参照)(やがてストデアン)の提案に対する閣議の模様を縷々述べて、是非翻意する様話されたので、

最善を尽してみることを約した。宿え帰ったらスミス判事からの手紙がキャスケードから回送されていた。この頃は非常に厳密な通信検閲が行われていたので延着は往々あった。是に関しこれに依て、政府側では日系委員を予め内定していた為め、前述「市内の部」についての旧旅館補償者がいれられなかった事情が判明した。

三月二十二日午前十時から諮問委員会の初会議を催すとの案内があったので、裁判所内、スミス判事の私室に行った。委員長の他に木村、マクマスター常務補佐、カストデアン側のマクファーソン氏と次席のシーアス氏(MR. F. G. SHEARS, ACTING DIRECTOR OF THE CUSTODIAN)が集合したものの、シヨーンス委員は市会の都合で参加不可能であった。依て本会議は明二十三日午前十一時に譲り、次の様なマクファーソン氏の話を聞いた。

▲枢密院令の解説及びカストデアンの権能釈明其他

戦時法規(WAR MEASURES ACT, CHAPTER 206 OF THE REVISED STATUTES OF CANADA, 1927)に基き発布された枢密院令(P.C. 1665, MARCH 4TH, 1942)及び枢密院令(P.C. 2483, MARCH 27TH, 1942)に依り、日系人全移動者の所有財産(但し漁船、銀行預金、公債証書、株券等を除く)は総べてカストデアンの保護管理下に置かれた。

巷間では単に敵産処分法と呼ばれているが、これは"CONSOLIDATED REGULATIONS RESPECTING TRADING WITH THE ENEMY, 1939."であって、元来敵産関係の法のに多く通用されている。移動した日系人所有財産の管理に当っては、該法に必要な変更を加えて準用することになっている。

一該に敵国人財産と云っても、この法に依れば当国に居住し、抑留されていない日本人の財産は必ずしも敵産とは視なされないこともある。処がその反面、加奈陀人、或は帰化人であって、現在敵国に居住しているものの財産は敵産として取扱われ場合がある。カストデアンは既に移動した日本人の依頼に依り、数件の財産を処分し、ビー、シー、保安委員会と協調の上に、残勤定がある限り一ヶ月毎に日常費をこれらの人々に送金しており、必要に応じては、階級を考慮する筈であり、そしてこの方針は今後とも経続する積りである。

その後、当初に述べた両枢密院令(P.C. 1775)(P.C. 2483)の明瞭化を計る目的を以て、又同時に部分的修正を加え、枢密院令(P.C. 149, JAN. 19TH, 1943)が通過された。これに依ると、カストデアンの委任権と職責は日系人所有財産の管理と有効的な支配にあり、従て管理の職責上必要と認めた場合は、財産の整理、売却、或は他の方法を以て処分し得る権能が含まれていることが明確にされた。

カストデアンは防禦区域内に残された日系人所有財産の保護管理人として、その任務を果す様努力してきたが、現今の状勢下では、これらの財産が不利な影響を受けることを免れ得ないと見確実に保護する見地から、秩序を

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-62 www.nikkeimuseum.org

保ちながら売却するという結論に到達した。売却はしても、前述のように敵産処分法に必要な変更を加えて準用するのであって、決して没収するものではない点を充分諒解して貰いたい。

従ってカストデアンが早速に委員会の意見を徴したい点は左記である。

一、現実的な事情を綜合考慮に入れて、原則的方針として日系人所有不動産売却の可否。

二、若し売却を一つとする場合は、最良と視なされる売約方法、条件並に期限の指示。

三、最良と見られる評価方法。

四、宗教団体所有敵産を公衆の利益という見地から、即刻処分すべきものか否か。

五、確実に保護管理することが至難と見られ、勿論減損度の烈しい現状下にあり、又ビー、シー、保安委員会は、移動した所有主に今の処送世のすることは好ましくなく、必要でもないという意見であるらしい点も考慮に入れて、日系人の動産を処分することの可否。（カストデアンは宗教関係の物品とか、センチメンタル価値があると視なされるものの処分はしない積りでいる故、この点については委員会の意見を要しない。

以上。

▲委員会初会議

三月二十三日、午前十一時よりスミス判事の私室にジョーン氏を加え、全員が揃って第一回の委員会会議を催した。

マクファーソン氏は昨日非公式会談として話した点を又繰返し、至急原行するが、不在中はシーアス氏が代行する故、委員会の必要とする報告書、通報等、並にカストデアンの見解などに対しては総べてシーアス氏に連絡すること、又原則的方針に対する委員会の答申案が若し近々に出来た場合は早速同氏に移牒して貰いたいと結ばれた。

委員会としては日系人所有敵産中、代表的と視なされるものを一応視察後原則的方針に対する勧告を立案したい故、視察の便宜を計って貰いたいことと、管理敵産の表を作成する様申入れ、何れも承諾を得た。尚、委員会の事務所設置について相談した結果、ロヤル銀行ビルデング、一〇一二号室（1012 ROYAL BANK BUILDING, 675 WEST HASTINGS ST, VANCOUVER, B.C.）を借入れることを決定後、マクファーソン、シーアス、両氏は退室された。

一、マクマスター氏の常務補佐就任を決定。

二、委員会の名称を ADVISORY COMMITTEE ON JAPANESE PROPERTIES IN

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-63 www.nikkeimuseum.org

GREATER VANCOUVER)(諮問委員会と略称)と決定。

三月二十四日午後二時より戻産巡視を決定。　散会した。

△日系人所有戻産の一部を視察

三月二十四日、スミス判事、ジョーンス氏、木村の他にカストデアレよりの案内人一名を加えて、先ずパラエル街方面の店舗や貸部屋等を見廻つた。既に家屋の代理業者との連絡を取つて貸している処もあつたが、皆仮住い程度のもので見すぼらしかつた。この風潮はカドーバ街も同じであつた。又晩市の法規(CITY BYLAE)に適合上、多額の出費を要すると見られる不動産も相当数ある模様であつた。

小数の番人に巡回させている処で、多数の戻産の保護は覚束ないと見えた。戦争の影響に依る空家の破壊行為は、一般の市民は見て見ない振を装い、狼藉者はいよいよその行動を増が是認しているとの誘惑に酔い、益々跋扈するであろうし、結局被害は日を追うて加増することは容易に推察できた。

カストデアレは二ケ所に保管されている、日本語の蔵書送付方を移動者から依頼されているが、選分不能故一応調べて貰いたいと云うので、これも参考になると思い、全員が見に赴いた。或る店舗の二階では何者かが窓から闖入したらしく、沢山の蓄音器レコードを散々にこわし、本は散乱していた。「カストデアレから店主には報告したが盗難品はない模様である。警察署には届出したが犯人はまだ不明である。」との話であつた。合同教会には信者の荷物と見られるものが、沢山保管してあつた。流石茲には闖入者はなかつたらしく、依頼の主派な水産関係の書籍を選り分けることができた。

序に知人からの依頼でカドーバ街の一住宅の床下に保存してある筈の色々な花器を取出しに連れていつて貰つた。指定の腰板を見ると、既に何者かが板をはづしており、床下には何も残つていなかつた。此の家の持主は、迂闊にも数枚の新しい腰板を使用していた為めに、盗難にあつたものと思われた。これに似たものがパラエル街にもあつた。この件は天井裏に保管物を入れ、新しい壁紙が貼つてあつたので災難を招いたらしかつた。

前川商店は店主の依頼で、カストデアレが男女二名の店員を雇傭して、在庫品を売捌中であつた。来店する顧客とては殆どなく、大体全部が日系人移動先きからのメール、オーダーと云う有様の由、又毎日六時に戸締りを厳重にして閉店しても、翌日開店して異状のないことを見定めるまでは、安心感が取戻せないと店員が語つていた。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-64 www.nikkeimuseum.org

▲移動日系人所有不動産表

三月二十九日、カストデアようその管轄下にある移動日系人所有不動産表（一九四二年現在）を入手した。それに依ると件数は

	敷地	建築物	小計	宅地（空地）のみ	小計
(ア)	二五七、八四七・〇〇	四八一、九一七・〇〇	六、二六五・〇〇	七四六、〇二九・〇〇	
(イ)	一九九、八〇〇・〇〇	二五〇、〇一〇・〇〇	八、九五五・〇〇	四五八、七六五・〇〇	
(ウ)	九、四六一・五〇	一九、二一〇・〇〇	三、九六五・〇〇	三、八一六・五〇	
(エ)	五、四二一・八三	一二、八三〇・〇〇	三、三六〇・〇〇	二一、六二一・八三	
合計	四七二、七一〇・三三	七六三、九六七・〇〇	二二、五四五・〇〇	一、二五九、二二二・三三	

右財産に関する納税額は

四五、四六四・二〇

又、日系所有主が土地家屋代理業者（会社を含む）或は代言人を指定しているものは三七九件となっていた。尚、右記合計四九八件に関する単独なカード式綴りは目下作成中の由であった。

市内に散在する四百以上の不動産、並にこれらの家屋内に保管されている動産を引続き現状下に晒しておく場合は、通常限度率を遥かに超過する損失を招くことは明かである。無論細目に亘り考慮を尽す必要はあるが、原則的方針としては売却法を採択（但し宗教及び教育関係のものを除外して、）するより他に途はないと云うことに非公式意見の一致をみた。

三月二十六日、カストデアからスタ村に保管してある一裁縫機械を移動先きに送付せねばならぬが、中には日本字の荷札付きのものもある故、これを選別し、同時に損傷の有無も一応調べて貰いたい、と話があったので、管轄外の区域ではあるが、他の三倉庫も見廻る了解を得て、スタ村に赴いた。

裁縫機械は旧漁業団体の建物内にあり、旧病院の一部には常に番人が居たらしく、異状はなかった。然し旧幼稚園内に保管されている雑多な家財類の箱のあるものは、開けた形跡があり、色々な日本製大工道具や多数の雛人形の破損したものが、床に散乱していた。盗難の程度も

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-65 www.nikkeimuseum.org

不明であろうし、又どの箱から何が取出されたものかも、勿論明瞭でなく、整理は不一の能に思えた。

佛教会会堂にも何者かが窓ガラスを破って闖入したと聞いたので行って見た。単に悪戯に過ぎないとみえたが、五個の骨壺を開けて床上に遺骨を蒔き散していた。日系佛教信者中には、往々合祀をする場合があるから、大きい器に詰めておく様、番人に注意を与えておいた。

△原則的方針の決定

三月三十日、午前十時三十分にスミス判事の私室で全員が会議の結果、

一、現状に鑑み、損害を防止する目的上、原則的方針として、移動した日系人所有の財産を売却すること。

二、右売却上、考慮を要する点が多々ある故、細目に亘る点は、カストデアンよりの資料、及び意向等を徴してから決定すること。

三、宗教及び教育関係の財産は、その責任者よりの依頼、又は許可乃至は負債に対する強制執行手続がない限り、売却は見合せること。

と決定した。

以上。

四月七日、午前十時スミス判事の私室に全員集合。

「三軍需品生産工場に隣接している日系人所有不動産の売買契約を、至急完結せねばならぬので、特別を以て、この三件を審議して貰いたい。」とカストデアンから依頼があった。三ケ所とも市の区画法に依れば産業地帯にあり、ジョーンス氏の意見では、「一旦現家屋が使用に適せぬと市が宣告した場合は、工場建築のみが許可される。又、市の評価は課税上公平を期し、合理的に一定の方式に基き算定されてはいるが、不動産の市価とは必ずしも一致しない。」とのことであった。依て、カストデアンから

一、購買者側の値段と

二、カストデアンがその敵産処分部門にて利用している土地家屋売買商に評価させ、

三、これらの提出後、審議、勧告案を決定すること。

とした。尚、今後は毎週水曜日、午前十時より裁判所内スミス判事の私室に於て週間定期集会を催すことを申合せた。

△考究事項、

四月十四日、週間定期集会。

カストデアンとマクマスター氏打合せの上、左の「考究事項」が提出された。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-66 www.nikkeimuseum.org

(ア)不動産売却の方法

一、入札制度採用の可否。

二、可の場合の広告方法。

三、入札メ切り期間。

四、売約条件。全額現金払か、分割払いか、分割払いの場合は何割程度の即金を要求するか、完結期間は如何。

五、購買希望者に接合の機会を与える方法。

六、不動産取扱、代理業者(REAL ESTATE AGENTS)に表記(LISTINGS)の可否。

七、不動産取扱業者に仕払うべき口銭の率。

八、地権証をカストデアンに預ける様日系人を誘導する可能性如何。

(注)「カストデアンは、その敵産処分部門課にある敵産を、入札制度に依り既に売却しつつあり、移動者の敵産にもこの方法の採用方を希望している。」と云う意見が付記されていた。

(イ)キャタログの形式、其他

一、一般の閲覧に供するキャタログ作成の要、不要。要ならばその形式。

二、カストデアンの敵産処分部門課にある敵産もこのキャタログに編入の可否。

三、キャタログを或る程度区々に分けて作成し、入札もこれに準じ分割的に行うか。

(ウ)評価の方法、其他

一、不動産を個別に評価するか。

二、評価の委任先。

三、右費用の分担方法。

(エ)現在賃家契約をしているものの処置

一、売却に際し、既に借家契約をして入居しているものに優先的な考慮を与えるか。

二、賃家契約の期限終了したもの、或は終了するものの処置。

(オ)動産の処分方法

一、入札制度にするか、この場合の評価及び保留価格の決定方法。

二、一般に公開の競売制度に依るか、此の場合如何にして競売業者に割当るか。

三、競売に付する場合の評価、及び保留価格の決定方法。

四、競売に要する費用(運搬費を含む)の分担方法。

五、動産が賃家に保管してある場合はその居住者に優先的考慮を与えるか。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-67 www.nikkeimuseum.org

六、宗教関係、或はセンチメンタル価値があると視なされるものの保管方法。

七、動産の送荷方を希望するものには、一定の日限を定めて、これに応ずる可能性如何。

(注)「カストデアンは日系人の建築物を倉庫として貸入れ、これに動産を保管しているが、この場合該不動産の処分に先立つて、動産の処分方を希望している。」と付記してあつた。

上記考慮事項に対し、大体たゞ通り或る程度の草案を纏めたが、マクマスター氏とシーアス氏合議後、更に考慮を重ね、必要な修正を加えて、最終的決定案をつくることとした。

(ア)一、入札製度を採用する。

二、広告は総括的にても差支えないが、市場の充溢を避け、市価を維持する為め或る程度分割的にメ切り日を決定すること。

三、カストデアンが現在適用している期間にて可。

四、分割払にても可、但し既存個々の実況に鑑み、各々決定を要する。

五、既に大部分の日系所有主が代理業者を指定している故、これらを利用すること。尚、代理業者のない場合は、カストデアンがこれを指定しても可。

六、要なし。

七、一般共通率。

八、誘導に勤めることによつて、寧ろ刺戟を増大すると見られる。

(イ)一、不動産登記上必要なロット、ブロック、並にディスツリクト、ロット各番号と、街名及び家屋の番号、建築物の種類、指定代理業者名等を示すキャタログを作成すること。(但し宗教及び教育関係の不動産はキャタログより除外する。)

二、決定権はカストデアンにある。

三、然り。

(ロ)一、然り。

二、評価は入札メ切りまでは厳秘に付すべきである故、現在カストデアンが雇傭している評価人、及び必要に依つてはカストデアンが厳選したもののみを利用すること。

三、懸案。

(ハ)一、不可能。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-68 www.nikkeimuseum.org

二、期限の終了したものは、売約成立までの仮家契約とし、期限未完了のものを売却する場合は、既存の契約を付帯条件とする。

(オ)一、二、三、四、五、及び六、(懸案)

七、(懸案)但し、日系人の移動先きに倉庫設備がない為め、一時ビー、シー、保安委員会は動産の送荷は好ましくないと云う意見であったが、移動地が段々と秩序立って行くに従い、動産を収容する方法を講じ得るものもあろう故、カストデアンと保安委員会が熟議の上、可及的に動産送荷の途を開かれる様希望する。(以上)

四月十五日、クリスチナ、レーキに移動したまま、まだ家族等には未だホテルなに仮住居させていたので、スミス判事の許可を得て約十日間の予定で、夜行で帰宅し、漸くレーキビに家族を落着かせ、二十七日早朝に再出晩した。

△軍需品工場隣接地に関する特別審議

四月二十八日、週間定期集会(四月二十一日の定期集会は延期)四月七日に懸案とした、軍需工場隣接地の件につき、カストデアンより購買希望各会社の指値、並に土地家屋売買業者リーヴ氏(MR. DOUGLAS REEVE OF JOHNSON, REEVE & WATSON)の評価提出を得て、これら三件の審議をした結果、左の通り勧告方を決定した。

購買者側の指値　リーヴ氏の評価　委員会の勧告値段

一、一、一〇〇・〇〇　二、〇〇〇・〇〇　二、〇〇〇・〇〇(全額払)

二、一、四〇〇・〇〇　一、五〇〇・〇〇　一、七五〇・〇〇(全前)

三、八〇〇・〇〇　一、〇〇〇・〇〇　一、一二五・〇〇(全前)

会議後、非公式な会話に移り、ニューカナデアン紙の報道に対する意見を求められた。

移動した日系人が、その財産をカストデアンに委任した際は、単に「保護管理」のみと了解していた。仲には極密院令に依り、移動後は必然的にカストデアンに移管されるものとは気付かず、態々代言人とか土地家屋代理業会社に委任して、寧ろカストデアンには報告を怠っていたものもある有様故「売却」に異議を表明するのは稀有なことともおもわれます。

カストデアンとしては現状下では完全な保護の途は講ぜられない為め売却も止むを得まいが、と云って総体的にこの点につき日系人からの諒解を得る方法はない。依って、若しも法的に論争点があるとすれば日系人は法庭で争うであろうし、その結果が早期に瞭かになる程カストデアンの

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-69 www.nikkeimuseum.org

困惑度が軽減することになると思う。

尚、十四日の考究事項中にあった、「地権証をカストデアンに預ける様、日系人を誘導する可能性如何」と云う案を審議の際、草案中に意見を入れて貰らったが、前述の様な事件が惹起するであろうと云う危惧の念は、当初から抱いていた処である。と述べた。

五月五日、週間定期集会

特別審議議案はなく、マクマスター氏の報告を聞いた。

一、五月三日、シーアス氏は市内の主要土地家屋代理業会社の、代表者と意見交換の会合を催したので、オブザーバーとして出席した。

二、不動産キャタログの図案は殆ど完成して、目下カストデアンの種々の記録と照合せ中、これが終り次第印刷所に廻付される予定である。

三、不動産個々のカード式綴も大体完成した。

四、各不動産のロット番号を表示した地図は完成した。

五、シーアス氏は七日ライニペッグ市に赴き、同市でマクファーソン氏と打合せし、帰晩後、新聞広告の草稿を作成する予定である。と話された。

午後二時カズローよりクスチナ、レーキ経由の書留郵便が来ていると、カストデアンから電話があったので、早速受取りに行った。「カズロー日本人所有財産擁護大会」からの辞職勧告文（弁護士に添付）であった。新聞紙の報道で既に予期していた処であり、一応スミス判事に報告した結果、十二日の定期会議の際相談することにした。

五月十日、カストデアン高専属弁護士、ライト氏（MR. K.W. WRIGHT, COUNSEL TO THE CUSTODIAN）が、一九三六年以来日本に滞在中の、山崎清光氏の部分的所有権の問題で相談したいとのことであり、面談した。

「マーポール区に山崎清光、西村十次郎、寺村太四郎三氏名義（各々三分の一の権利）にて共同所有の不動産が登録されており、市税の未払分が一九四二年現在として六十六弗四十仙滞っている。西村氏は山崎氏よりの委任状を所持している故、山崎氏の権利（即ち三分の一）を自分宛にカストデアンが解除する様にと申込んできた。処が、寺村氏は既に死亡されているが為めに、整理が複雑化しているし、建築物は学校らしいので、カストデアンは前述の三氏は単に保管委員（TRUSTEES）であろうと想像し、従て、西村氏の要求を入れることを躊躇している。この件に付いて意見は如何か。」と云う話であった。

「放任しておけば、恐らく不在地主の所有財産とか、遺産整理とかの理由で

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-70 www.nikkeimuseum.org

処分される事を心配のあまり、西村氏が解除の方法を採ろうとされているものと
思推する。確にカストデアンの推理が当を得ていると思うが、確実なことは、或は佐藤伝氏
か青木宗義氏に照会すれば、両氏共戦前市内の日本語学校の校長を勤めて
おられた関係上、判明するとも思われる。兎に角これをマーポール語学校と視なし、
一と先ず教育関係の財産と格付け、同時に市に対しタキス・セール（TAX SALE）防止の
手続きを採らせる様頼む。」と依頼しておいた。

五月十二日、週間定期集会

マクマスター氏を補佐する事務官（MR. S. H. DURKEE）庭備の件を承認後、財産「売却」
に対する日系人の抗議を話題とし、続いて木村に対する辞任勧告に言及した。
カストデアンに財産「保護上」売却の権能が与えられている、と判定された場合には、
辞任の要はないと云う説も出たが、「もともと日系人に選ばれて委員になったものでは
ないし、殊に委員就任は一般の与論に背馳するものと認められた上は、現状に鑑みて
辞任するのが当然と思う。若しカストデアンに売却する権能があると判定された際
には、或は必要に応じて、日系人間で適当な代表者を選出し、政府の認可を得る
途もあろう。」と述べ辞任方を依頼した。が、辞職勧告の訳文を見ると単に「与論に
反する」とある丈けで「恫喝的な字句は全然使用されていないし、委員会の主要な
使命である「考慮事項」の一部は残存中で、且つ、「広告の草稿」と云う件もある
から、辞任届は委員長が幾数日間預ると云うことで、一と先ず打切った。

五月十九日、週間定期集会

商業区域内に存する不動産の科税用算定評価が高い為め、自然に市税も
多額にのぼる故、その減額方を考究上、ジョーンス氏の左記意見を聞いた。

(ア) 市の評価は科税上、市内の全不動産所有者に対し、公平を期する上から、
永年に亘つて稀少な改正はあつても、大体に於て一定の算定式によつて定められた
ものであつて、必ずしも市価とは一致せない。（市価は一般経済とか、新地域が開発される
とか、或は道路や潘設備の改善等の関係に影響される。）

(イ) 市は各会計年度毎にその予算に準じ、科税用評価の何々ミル（一千分の
如何程）を市税として徴収するものである。（つまり評価は殆ど不動であるが、
科税率（MILL RATE）は変更される。）

(ウ) 一、評価に不満な者は、既定の期日内に市の評価改正会議（COURT OF
REVISION）に審議方の手続きが採れる。

二、右の審議の結果が不満の場合は、市の評価局（BOARD OF ASSESSMENT）に
再審議の申請が出来る。

三、右で廃止処分されたら、州の大審院に上訴する方法がある。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-71 www.nikkeimuseum.org

(エ) 処で、右の三過程(或はその一部)を経て揚げ得られる成果は、市法(CITY CHARTER)が介在する為め、最大限度一割以内の評価切り下げであり、従て一ケ年に一割以内の減税を得る訳である。勿論評価抵下を計る権利は、個々の不動産所有者にあるが、その反面、この抵下に反対するのも他の不動産所有者の権利であるが故に、折りには抗弁される場合もある。

(オ) 何等かの作用に依り、(仮令、住宅区域の近隣地帯に工場が建設されるとか、商店街ができるとかの場合)或る大区画内の不動産が総体的に不利な影響を受けた場合は、衆同的に市の衡平法裁判所(COURT OF EQUALIZATION)に審議方の申請ができる。但し、これは評価抵下を計る丈けの途であつて、若しも損害補償の問題がある場合は、民事訴訟を提起すべきである。

右聴取後、商業及び工業区域内の不動産契約が至難な点は、今回の特異性に基くものと認められるにつき、減税の方法を更に考究後、カストデアンに提示案作成を申合せた。

五月二十四日、祭日なので、移動前の隣人チャーレイ、ムーアの招待をうけ、昼食前から訪問し、久々振りにチャーレイの義母、バックレイ夫人のお手料理で昼食と晩餐の御馳走をうけ半日余りを懐旧談にふけつた。

△フレーザー河畔農園の処分

ホテルに帰つた処、山家氏は流痛な面持ちで、かねて難航は充分覚悟していたが、愈々今日(然も祭日)の委員会(諮問委員会、地方の部、次57頁6-20行目参照)の決定をみて、辞表を呈出することにした、と先ず冒頭に述べ、フレーザー河流域に散在する日系人所有不動産全部を、一九四二年一月一日現在に遡り、「帰還兵土地法令」(VETERANS' LAND ACT)に基く総括的な、強制買上案を承認することを多数決を以て決議した。従て家賃、農園借地料、作物代(クロップ代)等一切は前述土地法令の管理職(DIRECTOR OF VETERANS' LAND ACT)が徴収することになり、既存個々の評価は如何程になるやら、クロップ代などにどの程度の調整が得られるものやら、一切不明な状態で苦汁をのまされたとの話であつた。

第一世界大戦後、政府は前記法令に類似した法律に基き、南オカナガン地方に果樹園用地を設け、帰還兵中の希望者にこれを分譲し、剰余は一般向きに売却したと聞いたことがある。依て今次も又、剰余が生じた場合は、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-72 www.nikkeimuseum.org

恐らく一般に売却されるものと想像される。尚、この強制買上げは戦時であったが故に、帰還兵慰会が強力に政府に働きかけた結果に依って行なわれたものか、それとも政府の意図であったのかは知る術もない。

且て、日系漁船処分委員会が設立されて間もない一九四二年二月中旬に、或る方面からジョンソン氏を通じて、帰還兵中に二百乃至三百人の熟練漁者がある故、考慮されたい旨申込みがあったが、在盛院(令上、真実の漁者(BONA FIDE FISHERMEN)には無差別で誰にでも売約の斡旋をすると云う主旨で前述、或るべく早期に日系船主、或は連絡委員と交渉開始方を勧告する、とジョンソン氏から伝えて来つたことがある。其後この件に付き特に進展を見なかったから、多分極く限られた一部の人々の動きであったと考察される。

五月二十六日、週間定期集会

カストデアンより左の報告があった。

一、日系移動者の依頼により、折衝を重ねた結果、本日までに売却した住宅は八軒ある。

二、他に右同様の目的で広告を掲載したものは十七件あり、内二軒は売約済にて登記書類を作成中、残余十五軒は目下折衝中である。

三、不動産キャタログは本日印刷所に廻付した。

その後、スミス判事とジョース氏より、「カストデアンの日系人処有財産売却の権能は既に今年一月在盛院令(P.C. 469, JAN. 19TH, 1943)にて明確化されており、日系人側に挙つて売却を阻止する途があるとは思えない。四百余の店舗、住宅、其他の建築物を四六時中完全に保護することの不可能さも判然としたので、損害防止上、売却方を承認したものであって、委員会としては、何の処までも日系人の損害の極小化を計ることにつとめている。君が今辞任したとて日系人の立場が好転する訳ではない。折角今迄勤めたのだから、辞任するにしても後一、二週間延期して、カストデアンの広告の草稿検討に加わった方が良い。」と勧告されたので、六月九日の定期集会まで留任することに決した。

六月二日、週間定期集会(於、委員会事務所)

カストデアンより左の件につき委員会の意見を徴してきた。

一、評価人の増員が必要なので、リーヴ氏の推薦による者を雇傭したい。(承認)

二、売却広告は全不動産を大体三等分し、一回約一五〇軒程度宛掲載し、メ切り期日の間隔を計りたい。(承認)

尚、日系人不動産所有者大部分の各自が指定した代理業者、又は代言人の一覧表を提出し、広告の草案は次期定期集会に提出すると報告があった。

△不動産売却広告の草案

六月九日、週例定期集会

カストデアンより入札制度に依る不動産売却広告の草案と、キャタログの下書き弐部及び弐頁が提出された。

広告の抜萃は左の通りであった。

一、入札者は一不動産の入札につき、必ず一封筒を用うること。但し一人にて数個の入札を為す場合は、各別個な封筒を使用すれば差支えない。

二、改変入札（ALTERNATIVE TENDER）法を用い、数個の不動産に入札された場合は、最初に記入された不動産のみに対する入札と認め、他は全部否認する。

三、各入札に対し、カストデアン宛に一割の積立金を要する。

四、各入札は個別な封書により、カストデアン宛とし、その表面に必ず「不動産に対する入札、キャタログ番号……号」（TENDER FOR REAL ESTATE - CATALOGUE PARCEL No. ……）と明記すること。

五、入札は全額現金払い、又は分割払いに依る。然して、分割払いの場合は、入札承認と同時に最少限度……の払金を要し、残余は一ケ年……宛を仕払い、……ケ年にて決済すべきものとする。

六、全額現金払いの場合は譲渡証書、分割払いの際は売買契約締結当日を以て必要な調整計算（仮令ば税金、家賃等）をすること。

七、不動産にて賃家契約（LEASE）或は仕払負担（ENCUMBRANCES）等があるものは、これらを付帯条件とする。

八、現金払いの場合は譲渡証書、分割払いの際は売買契約書を引渡すに先き立ち、カストデアンは積立金を返却し、入札承認を取消す権利を保留する。

九、売却する不動産の測設位置、建築物の状態、或は改善程度（IMPROVEMENTS）等に関しては、カストデアンは何等保証しない。

一〇、否認された入札に付帯の積立金はその入札者に返却する。

一一、最高の入札、或は如何なる入札であっても、必然的に受諾されるものではない。

一二、キャタログ中のエー区分（GROUP "A"）に対する入札は一九四三年七月……日正午まで受理される。他の区分に対する入札メ切り期日は追て広告する。

（カストデアンに移管され、売却される不動産は、市内の土地家屋代理業者方に備えてあるキャタログを閲覧され、其所で必要な要項及び教示を得られたい。）

以上。

斯して右記に関連ある右記の案件に対し、委員会の意見を求められた。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-74 www.nikkeimuseum.org

△売却広告付帯諮問

一、分割払いの売約に対する最少限度の仮払金額、並に最大限度の決済年限。
二、広告を掲載する新聞紙の紙名。
三、広告掲載の回数。
四、第一回の広告掲載の期日、並に若し一回以上掲載の要ある場合は次後の期日。
五、入札〆切り期日は第一回広告掲載日の約三十日後と予定しているが、如何。
六、評価は厳秘を保つため、入札〆切りまで評価人が保管することが望ましいと思うが、如何。
七、入札は全部〆切り日まで厳封のまま保管しておき、諮問委員立ち合いの上、開封したいと思うが、如何。
八、広告の通り入札には封筒の表面に、「不動産入札、キャタログ番号……番」と明記することにしてあるが、若し該記号（NOTATION）がないため、番号順郵便と視なし、〆切り以前に開封された場合は、これを入札者に返送したいと思うが、如何。

委員会は審議の結果、下記の通りカストデアンに伝えた。

一、一般原則としては払金は最少限度三割（30%）、決済年限は大体三ケ年以内とする。但し財産の実態によっては、仮払金を増額し、決済年限の短縮を計る必要があると見える故、特別なものはこれに適応する処置を講ずること。
二、三、及び四、カストデアンの適宜処置に委ねる。
五、承認。
六、却り。
七、承諾。
八、却り。

△辞任届承認（以上）

其の後、スミス判事は木村の辞任届を承認し、この旨国務省に打電を約した。

（夕刻スミス判事の催しで、ジョーンス氏、マクマスター氏と四名で晩餐を共にし、木村は夜行列車で帰途についた。）

△追想（△雛日宣伝の数々）

日本人がビー、シー、州に足跡を印してこのかた、執拗な排日には悩まされ続けてきたが、（冲田頁19ー22行目迄、特に参照をこう。）古い時代のことは去っておき、一九三八年三月には、何時もながら荒唐無稽な噂を如何に小事実らしく取り上げて、排日の口実にしていた代議士が、「日本人不正入国者が移民割当欠員数以上に入国して

いるに鑑み、日加間に締結されている日本移民に関する紳士協定は無意味故、これを廃棄せよ。」とオタワ議会に提案した。晩市市会では、顧問弁護士が明白な越権行為であると断定しているにも拘らず、「東洋人の商業、鑑札申請拒否案」を提出した議員もあったし、「日本人商人は日本人の顧客以外とは取引きが出来ない様にする束縛案」を設けようと叫ぶものもあった。又その頃、「カツド組合は過半数が日系組合員であり、無法な市価のつり上げをしている。」という宣伝を市会が取上げ、その市場委員会は相当長期に亘る「カツド魚価調査公開聴問会」を催した。大袈裟に多数の証人を召喚し、費用をかけた結果は「無」であった。折角完成した市場委員会の調査書を死蔵する訳にも行かず、態面を保つ一方法として、これを十月下旬に「参考用」として漁業省に提出した。処が、調査書中に四大判官(裁判官)と記されている件は真実性に欠けていると漁業省に指摘された。

東洋人の商業、鑑札制限を実施するには、先ず市法(CITY CHARTER)を改修せねばならぬ。市会では無理推しをする議員を持ち合し、遂いに十一月中旬、改修案を州議会に提出した。その論旨の一例として、晩市で一九三七年中に東洋人に発給した鑑札は、種々の鑑札中の左の比例にあたるとあった。

造船所	二八・五七パーセント	洗濯取次事務 八九・五八パーセント
クリーナース、染物工場	五三・四七 〃	洗濯屋 六四・二八 〃
ドレスメーカー	五三・〇一 〃	鳥肉、鶏卵店 三八・〇九 〃
魚屋	四四・四四 〃	洋服裁縫屋 二九・五九 〃
野菜屋	九一・四四 〃	行商人 五五・三三 〃
食料品店	一九・八二 〃	

然して一九二七年以後の十年間に日本人宛の鑑札は七四パーセント、支那人のそれは三四・七パーセント加増している故、経済的に脅威であるとしてあったと推察される。(但し、最も重要な量的計数、仮令ば産出量、取引高、雇傭人員数などの比例とてはなく、勿論、東洋人の関係していない商売、或は全然禁止されている職業等には言及されていなかった模様である。)民間議案審議会(PRIVATE BILLS COMMITTEE)では市会に同調的な委員もあったらしいが、法的な越権行為は明白なので、賛成でヨず、十一月二十三日該改修案を拒否した。

日系人漁者が所持している油図は白人のそれに比較して非常に綿密な特製なものであるらしいとか、日本海軍の密偵が漁者を装って、沿岸一帯を盛んに探査していると誠しやかに宣伝されたこともあった。

尚、一九二九年以来小康を得ていた日系ギルネット漁者にとって、彼等の

線業に関連深い補助士鑑札（BOAT PULLER'S LICENSE）（所謂パートナー、ライセンス）の四割大削減方が、四月下旬突如発令された。（其後倒年引続き削減され、一九四二年には補助士の鑑札は全廃されるに至つた。）

前述の日本との紳士協定廃棄は、（昨54 65員29行目より 55 66員1-2行目参照）議会で否決されたが、廃棄案の再上提を未然に阻む策として、政府は（一九三八年）三月十四日、不正入国関係の再審委員（BOARD OF REVIEW）を左の通り任名し、ピー、レー、州及各地に於て調査会を催さ せ、総べての証言、或は書信に依る氏名の提供等は絶対秘密取扱制でこと に当らせた。（晩年にては移民館で三月二十四日に開催された。）

委員長は外務省のキーンレイサイド博士（DR. HUGH L. KEENLEYSIDE, DEPT. OF EXTERNAL AFFAIRS）

委員に移民省のテイラー氏（MR. F.W. TAYLOR, DIST. SUPERINTENDENT OF IMMIGRATION），なく、R.C.M.P.のフイツシ氏（INSPECTOR G.W. FISH, R.C.M.P.）

同時に政府は議会に於て質問に答え、一九二〇年－三七年の八年間に亘り、不正入国者として、左記の数を日本に送還した旨を発表した。

一九二〇年	三一年	三二年	三三年	三四年	三五年	三六年	三七年
四名	七名	五九名	二六名	一七名	一〇名	一三名	九名

十二月下旬、二世の或る先覚者は、日系人が西海岸地帯のみに密集している為めた、不利な立場に陥つている。須く徐々に加奈陀全国に亘り散在することが望ましい、と意見を述べた。常に排日に専念しているものの一部はこれを悪用し、「スワ日本人が全加の経済面を脅かす。」と宣伝に勤めた。

△追想（△不正入国者再審委員会の報告書）

一九三九年一月中旬に、不正入国者再審委員会は、不正入国の事実を証言、又は通報したものは意外に僅少であつたと議会に報告書を提出した。一例として挙げた百名単位の調査結果は、左の通りであつた。

自発的帰国	六名
送還	二三名
在住許可	四名
正当入国	三六名
密告の出鱈目	一〇名
在所不明	二一名
合計	一〇〇名

他に移民局とR.C.M.P.の調査に基くものの再審結果が合されているが、それに

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-77 www.nikkeimuseum.org

よると、一九三二年以前には合計約三、〇〇〇人の不正入国者があったが、これに関しては
晩市の移民館通訳の関連したものが約一、五〇〇、其他色々の連絡に依るものと
脱船者を含み約一、五〇〇と推定され、その内訳は左の通り報告されていた。

送還	一二一名
在住許可	四七名
逮捕を恐れ自発的帰国	約 二、三〇〇名
在所不明	約 四〇〇名
合計	約 三、〇〇〇名

然して、一九三二年以降の不正入国者は甚だ僅少で、逃難されている様な大量密入
国の事実は発見されなかったと結ばれていた。

色々な調査の結果はいくら「白」と出ても執拗な排日宣伝は継続された。

二月二十八日に「日本海軍軍人監督のもとに、クヤーン、チャーロット島の或る区域に、
貯油タンク用のトンネルが掘られつゝあるとの噂があるが、政府当局はこれを取調べたか、
否か、調査したならば、真疑を明かにされたい。」とビー、シー州の一議員が議会に質問書
を提出した。(註、但しこの質問は無稽な噂の伝播防止を目的とした、好意的
行動であった。)勿論これは鉱山関係の試掘を間違えて宣伝されたものであった。
又その後、同島を根拠に日本人の大量密入国が行われていると虚報を流布したものも
あった。

四月下旬には晩市の一市議が、次期ビー、シー、州議員選挙の立候補を名乗り、
又もや、日系人の漁業方面進出を阻止せねばならぬとか、市の商業、鉱礼の問題を
大袈裟に伝え、理解に苦しむ様な比例計数を並べた末、人種的偏見に基ずく
東洋人排斥ではなく、一般白人市民の生活高基準の維持を目的とするものだ
あると結んだ由を一新聞紙は報道した。

八月初旬には市会於て或る市議は現在市が所有する不動産(宅地をも
含む)を売却する場合、これらを東洋人系の手に委ねない方策を立てる為めに、
盟約(誓約)(COVENANT)を設け、これを条件付きとし、その後の売買も民間取引、或は
競売に基くものを問わず、引続き盟約条件付売約方法を経承することとし、以て
売約範囲を拘束し、永久にこれらの財産を東洋人系の所有、或は借用不可能な
状態におくことを提案した。審議の結果、斯る永久的拘束条件の合法性に疑義
があるので、法務課に付託された。その後この問題は擡頭せなかった故、多分合法化が
できなかったものと思われる。

一週間後には、又ゾロ市会に東洋人の商業鉱礼新規申請分を全部
拒否しようとする案を提出した市議があった。「東洋人に、当市では商業に

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-78 www.nikkeimuseum.org

携さわる機会がないことを認識させたら、彼等は帰国するであろう。鑑札拒否が国際法に違反しようと、人道上の問題になろうと、市会としては先ず市民の将来の福祉を計るべきである。」と無茶な言を弄したと新聞に伝えられた。斯様な案は通過すまいが、一部市民の歓心を買う手段と察せられた。

秋期に入って、食料増産を理由に塩鮭の生産を禁止し、チャム鮭全部は鑵詰製造に当てるとビー、シー州漁業局（局長、ピアソン氏ー HON. GEORGE S. PEARSON, COMMISSIONER OF FISHERIES）は発令した。従て例年日本に輸出されていた如き塩鮭は姿を消すことになった。斯様な場合、生産輸出業者並にこれに関係する就働者に対しては何等か他の方法に依り、補い方が講ぜられるであろうが、この点何の考慮も払われなかった模様である。又同局は、今期より塩鮭工場関係全就働者の半数以上は白人乃至は加奈陀土人を雇傭すべしと発令した。斯様にして、日系人の就職の途は段々と狭められていった。

十一月に発刊された一雑誌（リバーテー）は米国加州が早く黄禍に目覚め、適宜な処置を採ったことを称え、ビー、シー州も今日系人を各産業からメめ出すことを考慮せなければ、三、四代後には日系人の州となるであろう。此のまま放任しておけば、将来解決は益々困難になるであろうから、入費を厭わず、日本人を帰国さす途を講じ、数年後には全部を日本に送り、彼等を先祖の国で再興さすことが、将来の禍根を絶つ唯一の方法である。と記述していた旨、一新聞紙は伝えた。

抽象的に「排日的な排日宣伝が続けられた。」と記した丈けでは信をおけないとする人もあろうと思い、数例をあげる積りで総つて見たが、余りにもくどくなり、「今更憎悪心をかきたてる。」と若しも誤解されては、主旨から全然顛倒した結果を生ずることになり、それでは本意に悖るので、以後簡単化する。

一九四〇年、九四一年も同じ様な排日宣伝が続けられた。勿論この間、日系人に正当な権利を与える様力説した正論家も相当数あったが、何分にもニュース、ミデア中に時好に投ずると見えるものを取材に、扇情的な報道方を採用するものがあるので、歪められた与論を正すことはできなかった。

△追想（△国民登録、カローザース博士の報告等）

一九四〇年、八月十九日より二十一日にかけて加奈陀全国に一旦る十六才以上の者の国民登録が施行され、無論日系人全部もこれに従て登録したと思われる。この登録は十六才以上のもののみ故、日系人の総人口を知る由もない。が、かつて、一九三八年二月、ロウエル委員会（ROWELL - SIROIS COMMISSION）の為めに東洋人の人口問題を調査したカローザース博士（DR. W.A. CARROTHERS, CHAIRMAN OF THE ECONOMIC COUNCIL OF B.C.）は日系人の総人口を

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-79 www.nikkeimuseum.org

一九三六年　二五、八八六名、　一九三七年　二六、二八八名、

と報告していた。そして

一、右は一九三二年、ビーシー州統計局の日系人総数二二、二〇五名を基準として、算定したものである。

二、近年日本からの移民は僅少ではあるが、その大部分は妻女なので出産率は上昇しつつある。

三、従て現在の増加率を以て推定すれば、今世紀末の日系人総人口は一八〇、〇〇〇名となる。然し現実的には出産率は段々と減退し、反面死亡率は加増する故、右の数にはならない。

支那人系人口は、

一、一九三一年の二七、一三九名を基準とし、一九三六年度は二一、七四〇名と推定した。

二、近年支那人の婦女は入国が厳禁されており、老人の帰国と死亡の関係上、年間二割五分の減少を来たしている。

三、右の減少率を以て漸減算定すれば、十五年後には支那系人口は皆無となる。

然し現実的には出産率が段々と上昇する故、右の様な現象は起らない。

と付加してあったと聞いた。

処が、一九三八年四月に、加奈陀日本人会が日系人の職業調査をかねて人口調査を行った際には、

加奈陀生れ	帰化人	日本国籍者	総計
一三、一四三名	二、三一六名	七、三八一名	二二、八四〇名

と発表したので、何れに正確性があるかと探究したものもあった。当時カローザース博士のものは、一九三一年度の統計局記録を基準として算定されたもの故、帰国したものの数が落ちてはいまいかと一部日系人間では伝えられていた。処が前述国民登録をきっかけに、排日宣伝に懸命なものは両計数を引用し、日本人会のそれは杜撰、カローザース博士の推定も信じられない。不正入国者を含めて三万人はおるであろうとし、日系人はその語学校で、特異な教育を施している程であるから、信用はできないとか、軍隊には徴集するな、軍事訓練の特典を与えるな、不法浸潤行為の監視を厳重にせよ、不正入国者調査、送還せよとか種々喧しく宣伝するものが多数にのぼった。

△追想（△日系人特別登録監視常備委員会）

政府は右の悪宣伝に終止符をうつ意図で、一九四一年一月初旬、近い将来に日系人の特別登録を行うことを決し、その登録方の常備監視機関（STANDING COMMITTEE）として左の委員を任名した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-80 www.nikkeimuseum.org

委員長 ヒューム新西院市長（MAYOR F.J. HUME, NEW WESTMINSTER）
委員 アンガス教授（PROFESSOR H.F. ANGUS, UNIVERSITY OF B.C.）
〃 ミード氏（ASSISTANT COMMISSIONER F.J. MEAD, R.C.M.P.）
〃 マキントッシュ陸軍中佐（LT-COL. M.F. MACINTOSH, M.L.A., B.C.）
〃 スパーリング陸軍中佐（LT-COL. A.W. SPARLING, D.S.O., G.S.O., MILITARY DIST. No. II.）
そしてキング首相（RT. HON. W.L. MACKEZIE KING, PRIME MINISTER）（WILLIAM LYON）大体以下の様な周到な声明をした。

△追想（△キング首相の声明）

「政府は不当に誹謗されている日系人を保護し、同時に若し日本人不正入国者が未だ在加中ならば、これらを排除する策として、日系人間の指導者等とも協議の結果、日系人の特別登録施行を決し、その登録の監督にあたる常置委員を任命した。

昨年八月、国民登録を行った際、〝正当入国か否か〟という審問項目が含まれていなかったので、今回はこれを明確にし、正当入国者と加奈陀生れの者には各自これを証明するカードを与え、以後疑義差し挟みの余地を根絶することを期している。同時に、不当な風評や放縦な言に刺戟され、若しも勝手な不法行為に出るものがある場合は、政府は忠実な、法律を守る東洋人の身柄、及び財産等を保護する様適宜な処置を講ずる。

現在の与論下では、不祥事惹起の危険なしとは云えないので、東洋人系市民は今の処軍隊に徴集することを見合せ、他の方法で国家に貢献さすべきであると思考する。

ビー・シー州に於て東洋人問題が喧騒を極めているのだ、スパーリング陸軍中佐（召集係）（LT-COL. A.W. SPARLING, D.S.O.）（CONVENER）
キンリーサイド博士（DR. HUGH L. KEENLEYSIDE, COUNSELLOR, DEPT. OF EXTERNAL AFFAIRS）
ミード氏（ASSISTANT COMMISSIONER F.J. MEAD, R.C.M.P.）
サンソム卿（SIR GEORGE SANSOM, EX COMMERCIAL COUNSELLOR, BRITISH EMBASSY, TOKYO.）
を特別委員に任命し、先般来該問題を充分再検討させた結果、

〝近年多数の東洋人が不正入国しつつあると巷間に伝えられているが、その事実はない。大多数の東洋系市民は、移民又は当国生れであるを問わず、徹底的に加奈陀に忠実である。〟という報告を得た。この見解は政府も共有しているところである。

目下ビー・シー州に於て東洋人関係の重大な問題は、間違った報告に基く東洋人の忠実性、潔白性に対する不当な攻撃である。数週間以前に斯る攻撃が蔓延し、与論を喚起したことは、社会の安寧を害するものであった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-81 www.nikkeimuseum.org

軍部と司法当局が、不穏行為が若しも起きた場合、これに対処すべく万全の策を講じていることに、政府は満足している。従て一般国民は各自面に対し、充分な手配が行届いていることを了解されたい。」

キング首相の右声明もなんのその、晩市では相変らず排日宣伝が続けられた。

一月下旬には市会で日本語教育を八ヶ間敷く攻撃したものがあつた為め、教育上の針や児童の健康問題等の研究会が催され、語学校側から佐世保校長、石原学務委員長、其他が出席、他に日系人オブザーバー数氏も列席した。日系側が質問に答え、又種々説明した結果、好感を与えた様子と聞いた。

(注、右研究会の議長を勤めたのはジョーンス市会議員---即ち日系人所有、賤主諮問委員に任命された人であつた。)

△追想(△日系人特別登録)

一九四一年三月四日からR.C.M.P.担当下に、特別登録が先ず晩市を手始めに開始され、その後追々と各地に出張所が設けられた。調査の結果、加奈陀生れのものには白色、帰化人にはサーモン、ピンク、日本国籍者には黄色の証明カードが各々交付された。カードの表面には当人の写真、登録期日、国籍、R.C.M.P.の印(SMALL)並に調査官の署名があり、裏面には登録番号、性名、住所、職業、年令、身長、体重、特徴、指紋及び当人の自署と云う入念なものであつた。慇懃なからもテキパキと調査を司どる係官の態度と指紋用のインクを丁寧に払拭してくれたことは一般に非常に良い印象を与えたと思われた。

(注、右調査の際、家族関係をも取調べた為め、後日、特別登録監視常備委員会から政府に報告されたビー・シー州内の日系人総人口は二三、四二八名であつたと聞いた。)

△追想(△太平洋戦争の勃発と日系人の総移動)

十二月七日、突如太平洋戦争は勃発した。

何時も欠ら悪宣伝の種になつていた日系人の所有する漁船は繋船令に基き、又一方船主側の快力もあつて、短時日間に繋船され、その搭乗員は官憲の斡旋に依り、一と先ず差なく帰宅できた。その後、日系人は法律に依り日没後は自宅に禁足され、(CURFEW LAW)所有の自動車、狩猟用銃器、ラジオ、写真機等はR.C.M.P.に仮預け処分に付された。

排日家は国民精神の昂揚と、軍の士気を鼓舞すると云う上から主流?な口実が出来たと見てとつたらしく、その宣伝に拍車をかけ、一般民衆の排日意識の強化を計つた。

二十五日には遂に英領香港が陥落した。これより先き、軍事的には防衛

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-82 www.nikkeimuseum.org

不可能と一般に見られたいた同地に、加奈陀は援兵を送っていたので、生存者全部は日本軍の捕虜となり、収容所に入れられてしまった。

この時キング首相の脳裡を去来したのは、恐らく加奈陀兵俘虜の身の上と、在加日系人のことであったと想像された。一九〇七年、平時にも拘わらず、排日宣伝におどらされた暴徒は時の日本人密集区域を襲撃し、損害を加えたので、その実情調査に当った苦い経験の持ち主、キング首相（当時は労働次官）は、まして今回は戦時下のこと故、日系人に危害を加えるものが現われるやも計られず、若し不祥事を惹起した場合、日本軍が加奈陀兵に報復する危険があるので、苦悩の末、速急に日系人を安全地帯（総移動させることを決したと断定される。

永年に亘る排日宣伝に培われた民衆は、何所でも日系人の受入れを躊躇した。（簡単化する為めに本項には記述せなかったが、一九三九年七月、政界に非常に重要な地位をしめる人が、オンタリオ州で日本人送還を叫んだこともあった。後て、今でこそ各地が日系人の安住の地と化したが、当初中西部や東部に散在しはじめた頃には労力不足の補い策として日系人を一時受入れるが、終戦後は又ビー・シー州に帰還させる条件付きのみとするという地域が殆ど全部であった。）

数例を除く以外の日系人は政府の総移動令を諒とし、ビー・シー州保安委員会の指図に基き、徐々に移動し、一九四二年十月三十一日を以て沿岸地帯から一と先ず総移動を完了した。この間特に心温る思いをしたのは、各移動先きで相互に不自由を思いやりながら、発露された日系人の共助精神であった。又若人達の眞摯な尽力振りには頭が下がった。

こうして日系人の大部分をビー・シー州の奥地へ、又相当多数な家族をアルバータ州南部各地に遂なく移動させ、そして当初道路建設キャンプ（ROAD CONSTRUCTION CAMP）に送り込んだ男子の一部も、それぞれの家族の移動先きで同居の途を講じ、政府側移動関係担当面の人々は一と安堵したものの、これに依て必然的に日系人の多くの、財産がカストデアンの管理下に拓された。

排日家はこの時とばかり、「日系人の財産を処分し、日系人に西部沿岸地帯への帰還を断念させ！」とか、なのには非常識にも「戦後は加奈陀生れや帰化人も共に、日本人系の者は全部嫌応なしに日本に送り込め！」と喧伝した。これに共ないそれでなくとも空家になっている為め減損度が高じた上に、破壊行為や盗難まで受ける有様なので、カストデアンは損失加増を免がれるには、売却処分に付すより他に途はないと断定し、政府の意見を徴した。

日系人の人身保護に腐心した政府当局は、今度は財産の問題で悩む羽目に陥った。特別閣議にてカストデアンの提案を審議した結果、止むを得ず許容した。そして、カストデアンの売却処置に対する非難を極少化する

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-83 www.nikkeimuseum.org

為めの自主機関として諮問委員会を設立したのである。

これが本項を認めるまでの過程であった。

△追想　△日系人密集地帯内の財産の状態

日系人所有財産が密集していた区域は当時市の区画法（ZONING BY-LAW）に依ると左の通りであった。（現在も変更されていないと思う。）

一、アレキサンダー街一〇〇番台東半分と二〇〇番台西半分は商業区域、その以東は総べて工業区域。

二、パウエル街もアレキサンダー街と同様。

三、カドバ街一〇〇番台全部と二〇〇番台西半分は商業区域、その以東は産業区域。

四、ベーステイングス街三〇〇番台までは商業区域、その以東は産業区域。

五、フエアビユー一帯は全部産業区域。

従て現在の建築物を取り払い、新築する場合は、区画法に基くものを建てるか、でなければ個別に区画法適用免除の申請をし、市の認可を要すると云う厄介な問題が介在する。と云つて、工場用に敷地を売るとしても、工業発達は遅々として進まず、思うようにはならない。又古い建物中には防火法（FIRE PREVENTION ACT）に基き、修理を要するものも相当あった。加うるに、賃家契約が結ばれていたものの大部分は、何れも仮住居程度の見すぼらしさに見えるし、その上に、日系人の帰還阻止を画す排日家の拡散する宣伝が引続く情勢下では、財産の市価は弥が上にも下落すると云う悲観的な状態であった。

△感想

先述の様に（第65頁25行目）六月九日諮問委員を辞任したので、各々の売却値段は一切知らないが、あの情勢下では元の半値以下の処と思われる。これにも増して、移動先に於て一般の味った苦労もさることながら、不慮の死、心労の余りとか強行旅行などの結果、死期を早めたと思われる様な誠に気の毒な件もあった。

以上は何れも戦争と一部排日家の館くなき宣伝の犠牲になつたものと換言出来よう。

且て古老から本岡留吉氏の選挙権獲得訴訟が、憲法中にナタル法（NATAL（各連邦州内に於て投票者名簿に記名されていない者は如何なる連邦政府の参政権は無い。）ACT）がある為め、不成功に終つたと聞いたことがあるが、一九三六年五月、日系二世

代表者四名が参政権付与方の陳情書を携え、オタワに於て選挙権関係特別委員会(PARLIAMENTARY COMMITTEE ON ELECTION)で一九三四年の選挙法を改正し、日系加奈陀人にも参政権が与えられる様努力して呉れたことがある。

此際に同情的な聴問を得た様であつて、一と先ず参政権獲得の礎石を築いたとは思われたが、早速には成果は得られなかつた。

ところが、全加に亘り再移動、散在した日系人に掛し、往来の漸増が不当であつたことを認識した各地の人々は、日系人の真価をいよいよ知るに及んだ。茲に於ては排日意識は自然に消散され、寧ろ親日傾向をさえ帯びてきた。ビー、シー、州の防衛区域は撤廃され、永年に亘る排日宣伝により歪曲されていた与論は、「日系人を公平に待遇すべし」と矯正され、遂にビー、シー、州政府は加奈陀生れの者と帰化人に参政権を付与した。

加奈陀連邦政府からも参政権が与えられた。そしてこれにより、従前は選挙権がない為め日系人が従事不可能であつた職業にも、爾後従事することができるようになつた。

相当な犠牲は払つたが、何は兎もあれ、これで今後在加日系人に各方面に活躍出来る途が開かれた。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-85 www.nikkeimuseum.org

辞職勧告文

一日本人所有土地財産處分に関し貴下の
委員就任は重畳同胞一般の輿論に背
馳するものと認む依て貴下の急速なる
辞任を勧告す

一九四三年四月二十六日

カズロー
日本人所有財産擁護会
木村岸三殿

EXAMINED BY

Japanese Property Owners Ass'n,
Kaslo, B.C.

R KASLO, B.C. ORIGINAL No. 13

Forward to:
#1012 Royal Bank Building,
Office of the Custodian,
Vancouver, B.C.

Mr. K. Kimura,
Christina Lake,

Rec'd. May 5th, 1943.

Rec'd May 5th, 1943.

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-86 www.nikkeimuseum.org

木村岸三殿

謹啓

過日当スローカン地区和人移動者不動產所有者聯合弥会に於ける決議案を傳達致しました

決議文

日本人所有土地財產處分に關し貴方の意見就任は在留同胞一般の大勢に鑑み速なる辭任を勸告す

右決議す

昭和十八年五月八日

スローカン地區日本人不動產所有者聯合弥会

木下弥

Rec'd May 20, 1943.

EXAMINED BY CENSOR

Rec'd May 1943

Mr. Kishizo Kimura
% Patricia Hotel
Vancouver, B.C.

SLOCAN PM MY 8 43 B.C.

SLOCAN PM MY 8 43 B.C.

CANADA

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-2-1-87 www.nikkeimuseum.org